

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（３）（14.4定）			
日 時	平成14年12月12日（木）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時58分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	秋山委員長、武井副委員長、横田・前田・成田・松本(光)・松本(聖)・中島・新谷・見楚谷・小林・高橋 各委員		
説 明 員	市長、教育長、総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、消防長 ほかに関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に横田委員、松本聖委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

中村委員が松本光世委員に、北野委員が新谷委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、大畠委員が松本聖委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務、経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

では、自民党。

○横田委員

◎加配問題について

我が党の小林議員の代表質問にも関連しまして、教育委員会に何点かお尋ねいたします。

11月30日に、教育長はじめ、市教委の例の加配問題にかかわる処分があったわけですね。加配に関する議論は随分しましたので、あえてここではいたしません。けれども、他都市の教育長さんも訓告処分があったようですが、小樽市は戒告といういわゆる重たい処分がされたわけですね。これは、処分の内容から見ますと、小樽に関する処分者が非常に多かったということをおっしゃっていることかと思えます。私もそういう認識をしているわけですが、その点に関してどうでしょうか、それでいいのか、あるいは、何かまた違うことがあって他都市の教育長さんとは違う処分になったのか、どうでしょうか。

○（学教）総務課長

ただいまの処分に関連してですが、やはり、平成9年度以降、13年度までわかっている中で、やはり数的にも19校ということで、そういうぐあいに市の懲戒審査委員会等でご議論いただきまして判断をしていただき、それから、小樽市教育委員会で審議、決定したということでございまして、他都市と比べてということではなくて小樽市独自に判断したということでございます。

○横田委員

こういう処分を厳粛に受け止めていただいて、問題は、今後はどうするかということになるかと思うのです。今年度は、ペナルティーではないのしょうけれども、加配はもらえなかったということです。それで、過員枠などを使って運用していったようですが、子どもたちにとって、少人数指導、あるいはティーム・ティーチング関係の先生が来てくれるのが一番いいわけです。お話を聞くとことによりますと、来年度は10校で申請されているということですが、これについて、来年度の見通しと言いましょか、いただけるのか、あるいはどうなのか、その辺の議論を道教委あたりともなされていれば、お示しいただきたいと思えます。

○学校教育部長

今年度につきましては、横田議員さんおっしゃいましたように、小中合わせて8校で、平成15年度に向けて教育委員会で8校の方に集まっていたいただきまして小委員会をつくり、どういった中身で平成15年度に向かっていくかということで、ティーム・ティーチングでありますとか少人数指導につきましてはかなり内容を精査しながら研究していただいているところでございます。

平成15年度につきましては、私も、局を通じて道教委に資料を提示いたしました。道教委から文科省の方に渡ってございます。最終決定は文科省でございまして文科省からまだ道教委に来てございませんので、現段階で

はまだどうなるかということとは不明でございますが、ただ、私どもは最終的にぜひ小樽で10校をとお願いしているところでございます。

○横田委員

現在お願いしているということですが、これは、例えばだめだと。一昨年こういうことがあったからということになった場合、どうしてもということで、運動といいましょうか、動きということはお考えですか。

なぜかという、そういうことなしに、はい、はいと聞いてしまうと、またこれも子どもたちにとっては不利なことになるわけですから、教育委員会としてこうしていきたいのだということがもしあればお示ししたいと思います。

○（学教）総務課長

ただいま、もしだめであればどのような運動を考えているかということなのですが、今回の議会が終わりましたら、教育長はじめ、教育委員の方にいって、さらにこの部分についてはお願いしたいということで今考えているところであります。

○教育長

さきほど、来年10校予定して申請が上がっていると申し上げましたが、申請を上げるようにという局からの連絡がありまして上がったということです。そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

○横田委員

加配の目的外運用については、随分と議論もされましたし、報道などもされました。私の知り得る範囲では北教組と言われる教職員団体の方もいろいろなコメントを出しております。結果的に教員が増えて子どもがあれしたのだからいいのではないかと、あるいは、協定書があったのでこれに従っただけだということなのですが、しかし、だからと言ってそれはうその報告をしていいということには、これ何回も言いましたけれども、そうではないわけです。もし正しく運用したということ自分を自分で認識されているなら、正しくこういうふうに応用したということをするべきではなかったのかということ最後に申し添えておきたいと思います。何とか少人数指導の先生方がたくさん来ていただけるように、いろいろ道教委の方と調整をお願いしたいと思います。

◎昭和58年の労働慣行に関する協定書について

それからもう1点は、小林質問にもありましたが、四六協定はじめ、各種協定が本庁・本部間で結ばれていると。私は、3定の総務常任委員会で、どういったものがあるのかということで詳しくお聞きしました。本庁・本部間については、ここで言ってもなかなか難しいことだということもわかっております。そういった結果が出てからだんだんというお話でもありましたのでいいのですが、市教委と市支部間の協定、これについて、さきの総務常任委員会のときも4件というお話をいただきましたし、今回の小林質問でも4件ありますということで、3か月たちましたが、同じ数なのです。3定のときのお話では、たしか年度内、3月末までにはそういったものも破棄していくというようなご答弁だったと思うのです。四つあるというお話ですが、58年の議会でも問題になっているようですが、58年の労働慣行に関する協定があります。これについて私が中身を言う時間がなくなるので、教育委員会の方から、どういう協定なのか、5項目ぐらいあるようですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

○（学教）総務課長

58年の給与にかかわる労働慣行についての確認ということですが、これは、この確認書と、その後で交わされた覚書がセットになります。確認書の内容といいますのは、労働慣行とは、これは各学校のものを指すわけですが、もともと法令、規則によらないものである。それから、二つ目としては、労働慣行は、円滑な労使関係を維持するため、地域や職場ごとに長年にわたって培われてきたものである。3点目として、慣行は、法令、規則に準拠しないからといって否定されるものではなく、むしろ尊重されるものである。4点目として、労働慣行は、絶対に変更されないものではないが、しかし、変更される場合、当事者のいずれかが交渉議題として正式に提示し、交渉の手

続を経て、双方確認の上、変更されるものである。それから、5番目として、職場の労働慣行については、当事者以外の者から介入されるものではなく、介入するような場合はそれぞれの裁量にてその介入を阻止しなければならない。これが確認書になります。

この確認書が誤解を招く、今読み上げただけでも誤解が生じるということも、これは、交わした後、市議会の方でも問題となりまして、議会の中で議論されまして、2か月後に覚書というものを交わしております。その中で、冒頭、この確認書については誤解を招くおそれがあったということで、その真意とするところは次のとおりであるということで、勤務条件については、法令等によって定められており、これに基づいて円滑な学校運営を図るため、地域や学校で長年培われてきたものとして考える。そして、慣行は尊重されるべきものである。3番目として、慣行は法令や社会情勢の変化によって変える必要がある場合は、当事者間の協議により改廃されるものである、こういうことになっております。以上であります。

○横田委員

る説明がありましたが、労働慣行に関して58年5月9日に結ばれ、それがちょっとおかしいからということで覚書を交わしたという流れだと思うのです。

まず、この労働慣行ということでの問題です。これは、年次大会の参加の関係だと思いますが、その協定で結んだときの労働慣行ということは何だったのかについてお示してください。

○（学教）総務課長

その当時の労働慣行なのですが、今、横田委員が言われたように、定期大会にかかわるものであったように思います。ただ、今現在言われている部分は、各学校においていろいろやられている労働慣行、その覚書の中身は、確認書の中では各学校のものも含めて覚書から派生していることから、いろいろなものが想定されていたのかなということです。

○横田委員

私は、議事録などを読んだだけで、詳しくは、もちろん私もいなかったし、教育長もおられなかったと思います。組合の大会に勤務時間中に出るのは、労働慣行なのだからいいだろうと、簡単に言うとそれを確認したというふうに聞いております。

今のお話のように、この58年の協定書の中に、3項ですか、説明がありましたように、労働慣行が法令、規則に準拠しないからといって否定されるものではない、むしろ尊重されるものであるという言い回しがあって、この辺が誤解を招くので、それでは覚書によってちょっと変更しましょうということなのです。覚書をしていても、前の協定書が生きているわけですね。あるということです。これは、我々はちょっと不可解だなと思うのです。まずいというのをわかっていながら、覚書を出して、一応それを訂正はしているけれども、裏では生きているのだと、私どもはこういう格好にしか判断できないわけです。覚書をして、そうではないということであれば、すっぱりと58年の最初のやつは破棄されるべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○（学教）総務課長

この確認書につきましては、第3回定例会の総務常任委員会でもお話ししたのですが、やはり、相手があることです。確かにおかしいところがあっても、時間をかけてお互いに納得していただくという形で、年度内をもってしようこのように考えております。

○横田委員

年度内、3月末までということですか。

これは、この前もお聞きしましたが、協定ですからもちろん相手があることです。この相手方も、こういう内容であればこれはわかったというのではないかと私は思うのですけれども、その辺は、我々にはわからない部分のいろいろな手続等もあるでしょうから、さあ、今日やれ、明日やれとは言いませんが、3月末までまだまだ相当あり

ますので、それに向かって、即刻、こういうだれが聞いてもおかしいと思うようなものは早急に処置していただきたいと思うところであります。

それから、あと二つありますが、結ばれているというやつですね。これについては、私はちょっと詳しくわかりませんので、一つずつ教えてください。

○（学教）総務課長

あと二つは、市立小中学校の修学旅行的行事の教職員の回復措置についてでございます。もう1点は、これは口頭なのですが、出席簿についての男女の記入といいますか、それについての口頭確認ということで、そういう内容になっております。以上であります。

○横田委員

そういうことなのでしょうけれども、ちょっと詳しく小中学校の修学旅行等に関する回復措置は、こうこうこうなのだからこうしようという内容なのだと、そういうのを教えてください。そして出席簿に関してもこうこうこうでこうだと、件名でなくて中身を教えてくださいと思います。

○（学教）総務課長

修学旅行的行事の回復措置についてですけれども、例えば、修学旅行的行事ということで修学旅行、見学旅行、こういうものをしたときに児童・生徒を引率した場合、児童・生徒の休養日と同様の措置をする。要するに、子どもたちも疲れておりますので、次の日は休みという形になります。そのとき、小学校で1泊2日にあつては1日、それから中学校3泊4日にあつては2日間ということで日数を決めたということでもあります。

それから、男女の出席簿の確認につきましては、各学校で話し合つて決めることですのでということで、市教委が男女欄を記入しなさいという指導は行わないということです。それから、洋式トイレについては次年度以降の検討課題としなさい、そういう内容の口頭確認であります。以上です。

○横田委員

修学旅行の代替措置といひましようか、これについては四六にもありましたですね。四六では、これはどうだったのでしょうか。

○（学教）総務課長

四六協定の正確なものはちょっと覚えていないのですが、これに付随しまして、道教委としては、小学校であれば1日以上、中学校であれば2日以上、こういうような形になっていたと記憶しております。

○横田委員

いずれにしても、市教委と市支部との間で、法令に明らかに抵触するような協定であれば、何度も言いますけれども、速やかに是正の措置を行つていただきたいと思います。今、修学旅行と出席簿の関係について聞きましたが、これについてはちょっと不勉強だったものですから、ここでどうせい、こうせいとはもちろん言いませんけれども、そこら辺も研究されて、要するに、独自に結んでいる協定というのは、ない方がいいと言つたら変ですけども、本庁・本部間でしっかり決めているものがあれば、今までのではなくてしっかり決められているものがあれば、当然それが適用されるわけですから、独自にやるというのもちょっとおかしいような気がしますので、その辺もご確認のほどをお願いします。

もう1段下がって、各学校と分会間の件数もこの前お聞きしまして、183件、45校、全校で校長と分会との確認事項があるというお話をこの前聞きましたが、これについてのお考えをもう一度ここで聞かせてください。

○（学教）総務課長

各学校で行っている確認につきましては、道教委の本部・本庁間、それから、それらの追認項目が数としては多いわけです。このたびの21項目といいますか、北教組とは12件でございますので、12件の確認書が破棄されたことによりまして、削除、それから一部修正、そういうものを受けて、相当、今回なくなればそれは自動的になくなる

と。あと、独自のものがございますので、それは数としては少ない。それについても最終的には是正するように各学校の方に指導していきたいというふうに考えております。

○横田委員

前回のお話ですと、183件のうち、本庁・本部間の追認が154件です。ですから、今、課長がお話されたように本庁・本部間がすっきりすると、自動的にといえますか、当然それもなくなくなるのだというお話です。それは、形上と言ったらおかしいですけれども、実際には、現場ではなかなかすっきりとそうはいかないという気がします。小林議員の代表質問にもありましたように、職員会議でまだ校長が主宰できないところも何校かあるというお話ですので、職員会議というのは分会との交渉になるのでしょうか、その辺は詳しく分かりませんが、現場も、やはりいろいろな確認事項によって管理者がなかなか自分の思うように運用できない、運営できないという部分があるのかなと思います。本庁・本部間のものが、年内と言いましたか、年度内と言いましたか、残りがありましたね。

○（学教）総務課長

年内、12月末までです。

○横田委員

年内ですね。12月末までですね。12月末までもう間もないと思いますが、この辺で整理されるというお話も聞いておりますので、それを受けて、本当に年度内にこの辺をすっきりしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（学教）総務課長

今、委員が言われたとおり、12月末を目途に、主任制関係のものが、一応、整理を目指して道教委の方でやっておりますので、それがなくなりますと、8月末で、9月1日以降既に破棄したというものが3件ありますので、そのほかに、訂正なり削除している部分があります。主任制の問題、それらが整理されますとほぼなくなりますので、それとあと、私どもが独自でやっているもの、それらが4件ございますので、それらを整理しまして、各学校と併せてなくなるように努力していきたい、このように考えております。

○横田委員

3月、年度末までに、今のお話ですと、鋭意いろいろな是正を図るというお話で、私は楽しみにしております。

◎時間外手当を求める訴訟について

今日の報道で、北教組が時間外の手当を求める訴えを起こしたという報道がされました。教職員については、時間外の勤務は実態把握が困難ということで、4%ということで条例なりで決まっているわけです。これについて、道教委が相手ですから、コメントする立場でないのかもしれませんが、どういったふうにお考えになっておられますか。市教委のご意見をお聞きしたいと思います。

○（学教）総務課長

このたび新聞に出ておりました超勤訴訟、これにつきましては、まだどういう内容でやるのかということは詳しくはわかりません。現実には、今の法体系上からいきますと、給特法、給与特別措置条例、給特法、措置法ですね、これが、教職員につきましては本俸の4%が時間外相当分ということで一律支給されております。それと、実際の時間外給というものが、やったとしても4%の範囲内ということで、現行では、教員については時間外が行われたとしても時間外手当という概念がないわけです。そして、既に過去の部分にさかのぼって超勤を払いなさいということであれば、その部分であれば、該当するものがないのかもしれないのですが、その辺は、その内容がどんな形での提訴といえますか、そういう形になるのか、詳しい内容はわかりません。

○横田委員

組合に関する質問をしましたが、当の先生方は、私どもも知っている先生がたくさんおられますけれども、本当に一生懸命です。私も陸上なんかに関与しておりますけれども、陸上に来ている学校の先生方は本当に一生懸

命です。土・日もいつも出てきてくださいますし、それから、毎週水曜日の会議などもあるのですが、これなども本当に一生懸命に子どもたちのために頑張ってくれています。

そういった一生懸命な先生方を、やはり理解してあげなければいけないことはもちろんですけども、今言ったように、時間外はないといひましようか、違うふうに措置されているということです、私はその辺はどうなのかなという気はします。

それから、新聞で読んだだけですけれども、部活が非常に忙しいからというような理由があったようですが、実際に、去年あたりから土・日は先生方は部活動をやらないという話も聞いているわけです。それで、地域のスポーツの団体をお願いしているとか、ちょっと何かすれ違いがあるのかなという気がします。市教委も、一生懸命やっている方々もおられるわけですから、その辺をしっかりと見てあげなければ、またその辺でもおかしいかなと思いますので、よろしくお願いします。

◎国旗・国歌について

本当の最後に、いつもこの時期になると聞くのですが、日の丸・君が代について、学校での教育課程の中に当然入っているわけですけども、これをどの程度実施しておられるのか、把握されておりましたら、君が代を音楽の時間で教えている、教えた、あるいは、いつまで教えるというようなことが教育委員会で把握されていれば、ぜひお知らせください。これを聞いて終わります。

○（学教）指導室長

お尋ねの国旗・国歌の指導にかかわりましては、年度の初めに、今年度の入学式の実施の状況を踏まえまして臨時の校長会を開催いたしまして指導をいたしております。さらに、1学期の末に、なかなか実施が難しい学校の校長先生に個々にお集まりいただきまして指導をいたしました。また、先月の終わりに、それぞれの学校の実施状況については報告をいただきまして、その報告内容に基づいて、ただいま12月の段階で個々の学校がどのような状況にあるか、指導も含めて個々にお話を伺う機会を設けたい、このように考えております。

○横田委員

実施内容を報告いただいたということですけども、どの程度実施しているかというのは、何%とか、何割ぐらいというのはどうでしょう。

○（学教）指導室長

一応、各学校からご提出をいただいております指導計画につきましては、年間指導計画の中には3学期の中でそれぞれの学校で実施を計画しているという形になっておりますので、そのあたりは、本当に国歌の斉唱の指導が実際に行われるように各校長先生にはお願いをしているところでございます。

そのほかの教科につきましても、例えば中学校でも公民を中心に3学期の初めに指導内容がわかりますので、そのあたりが適切に指導されるよう校長会を通じてお願いをしてみたい、このように考えております。

○横田委員

実際にはまだされていないということですね。終わります。

○成田委員

今、横田委員の方からも質問がありましたけれども、実際に国歌を覚えている先生というのはいないのではないですか。今は国歌を歌ったことがない先生が指導に当たっているのではないかと思います。先生に指導する先生が必要になってくるのではないのでしょうか、そのように感じました。

◎学校開放について

質問に入ります。

今、学校開放されていますね。小学校の体育館などでされていると思いますけれども、使用状況はどのようにな

っているのか、お示してください。

○（社教）社会体育課長

学校開放でございます。屋内体育館は、現在、小学校の26校を開放してございます。平成13年度の利用実績でございますけれども、26校で人数で約5万人ほどの利用がございました。

○成田委員

26校で5万人ということは、1年間を通して、これは、曜日が月曜日から日曜日まで使われているのか、曜日が限定されていると思うのですけれども、この辺はどのような状況でしょうか。

○（社教）社会体育課長

小学校の開放でございますけれども、学校によってまちまちでございます。学校によりまして、月水金とか火木金とか、そういった方向でやってございまして、おおむね各学校は1週間に3回開放してございます。そのほかに、日曜日に開放している学校も10校ほどございます。以上です。

○成田委員

週3回程度ですか。これは、いつでも受付はしてくれるのでしょうか。開放のお願いに行ったとき、いつでも受付はしてくれるのでしょうか。

○（社教）社会体育課長

社会体育の方で今やっております学校開放でございますけれども、これは、まず夏の時間と冬の時間ということで分けてございます。それで、夏の開放のときには、夏といいますか、いわゆる4月からの開放になりますけれども、そのときは、3月末に希望する団体の方々にお集まり願ひまして各学校を指定していただきます。それから、曜日も指定していただきますけれども、いろいろな団体が重なることがございます。そこで、必ず3月末と9月末に調整会議ということを行ひまして、そこで各団体の調整を行ってその曜日、時間を決めているということでございます。

○成田委員

例えば、夏の場合は3月末ですね。それ以外に、この調整期間なり申込期間に間に合わなくて、使いたいというときには、どのような方法で使わせてもらえるのか、だめなのか、それをお伺いしたいのです。

○（社教）社会体育課長

さきほどご答弁させていただきましたが、非常に要望する団体が多くなっておりますので、例えば臨時的に、急ぎょ、この曜日に学校を使わせてくれと言ってきた場合に、実は社会体育課の方ではなかなかそういったことに対応できないという形にはなっております。それで、当然、広報等で、しかも、使われている団体等につきましては何月何日何曜日にこういったことで調整会議を行うというふうに連絡してございますので、必ず来ていただいて調整していただくというふうな形をとっています。

○成田委員

その期間に間に合わない人は、半年間か、冬期間まで待てと。冬期間は、今度は3月末まで待たなければならない状態ですか。週に3回程度でしたら、学校は月曜日から週5日使っていると思うので、その中で1日ぐらいは予備日というか、そういうような形というものはないのでしょうか。

○（社教）社会体育課長

それに関しては、これは学校の都合といいますか、学校が指定してきた曜日を社会体育課の方で利用させてもらっているという形をとりますので、例えば、週3回を週4回にしてほしいとか、5回にしてほしいということになりますと、あとは学校長といいますか、学校側の判断になろうかというふうに思います。

○成田委員

社会体育では、団体で申込んで、半年に1回、夏部分と冬部分で分けると。それ以外に団体で借りたいと言って

きたときには、学校長の承認をいただければ使えるということで判断してよろしいでしょうか。

○（学教）施設課長

学校の屋体の使用に関して、学校開放以外の部分の使用の関係でございますけれども、基本的には、私ども学校の方の都合がとれれば、学校長の判断の中で使用することは可能かと思います。

ただ、学校開放と違いまして、基本的には、学校開放は開放主事という方がつきます。当然、かぎのあけ閉め、電気、暖房、それからいろいろなことを管理する主事がつきますけれども、それ以外の部分については学校長なり教頭先生が残らなければならないという問題もありまして、そのあたりでは、学校として利用できるかどうかの判断が出てくるかと思います。

○成田委員

金がかかるからだめだということなのですね。そういうことになるわけですね。教頭か校長がつかないといけない、また、開放主事がついているときはいいけれども、それ以外は教頭か校長がつくからなかなか難しいということで、そういうふうに僕は理解したのですが、これは難しいということなのですね。校長の許可なしでは借りられない、校長がそれでもいいですよと言ったら借りることができるということですね。校長がボランティアでやってくれるというのならいいですよということですか。

○（学教）施設課長

ボランティアという言葉がどうかわかりませんが、基本的に、学校の中での使用という部分については学校長が判断をします。そういう中で、夜間の部分とか土・日の関係も、もし学校長なり教頭先生などの管理者が残って対応できるのであれば、施設使用ということで貸すケースは多々あります。

ただ、学校開放の部分、3回を4回にするとか、そういう部分については、やはり学校週休の問題がありまして、ある程度予算的なものも出てくると。そういうことで、施設の開放については、基本的に経費の部分も含めて考えていかなければならないのかなというふうに理解しております。

○成田委員

大体わかりました。

◎銭函のパークゴルフ場について

それでは、銭函のパークゴルフ場のことでお伺いしたいと思います。

6月にオープンしまして11月にクローズしたと思いますけれども、この期間の利用者数はどのぐらいの数になっているのでしょうか。

○（社教）社会体育課長

銭函パークゴルフ場につきましては、6月16日にオープンしてございます。6月16日当日は、オープン記念式典をやりまして、後半は無料開放してございますので、実質的に開業いたしましたのは6月17日からということになります。6月17日から11月4日まで、延べ122日間オープンしてございまして、利用者でございますが、合計で2万627人の利用がございまして。大人が1万7,270人、子どもが200人、無料利用者が3,157人という形になってございます。

○成田委員

この2万600何人はこの期間のトータルですか。

○（社教）社会体育課長

そうです。

○成田委員

割と少ないですね。もっとあるのかなと思ったのです。

この中で、小樽市内の利用者と小樽市外の利用者がありましたら。

○（社教）社会体育課長

2万 627人の内訳でございますけれども、小樽市が1万97人、それから札幌市が9,787人、石狩市が655人、その他88人という形になっております。

○成田委員

小樽市内で1万97名と。およそどの地域の人たちが参加しているのか。その辺はわからないと思いますけれども、名前を記入させますね。それで大体つかめるかと思うのです。そのほかに、小樽市内で高齢者に対して無料開放していると思うのです。これはどのぐらいの数なのでしょうか。

○（社教）社会体育課長

まことに申しわけございませんが、町名別では集計をとってございません。ただし、地域柄がございますので、銭函、張碓、そういった方面が多いのではないかというふうには考えます。

それから、無料利用者数でございますが、さきほどもご答弁いたしました、3,157名が無料となっております。

○成田委員

さきほど無料開放のことも言っていたのですか。これを聞こうと思っていたのです。

およそ半分ぐらいが小樽市民です。1万人、122日間の間にこれだけの数が集まりましたけれども、利用している中で、市民の利用者から、改善してほしいとか、それから、こういう施設も欲しいという話がたくさんあったと思うのですが、その中身はどのような話があるのでしょうか。

○（社教）社会体育課長

この1年間オープンいたしまして、確かに委員からご指摘がありましており、いろいろな改善、ご要望、ご提言等が寄せられてございます。具体的に申し上げますと、例えば雨の日や昼食をとる際のハウスを設置できないのか、そういったこともございましたし、また、水飲み場とか荷物を置くロッカーを設置できないか、さらには、喫煙所が1か所と少ないので増設してほしいといったような意見がございます。

○成田委員

いろいろ意見がたくさんあると思いますけれども、この中で来年度に向けて何とか改善してやろうというものがあったら、市民の方は喜ぶと思うのですが、何かこういうものを処置します、こういうことをやりますということがありましたらお知らせください。

○（社教）社会体育課長

今この場でこれをやる、あそこはできないというようなご答弁はできないのですが、当然、皆様に親しまれるパークゴルフ場づくりということを考えますと、こういう改善要望とか、そういうものには当然対処していかなければならないだろうというふうには考えております。

○成田委員

ぜひ、雨の降るとき、昼ご飯を食べるのに雨の中で食べなければいけない状態が往々にしてあるのです。夏時分にはまだいいのですが、10月、11月、11月は4日でクローズしていますけれども、10月後半となるとかなり寒い日が多いものですから、皆さんはやらないで帰ってしまう。せっかく楽しみにして、雨が降ったらできないで、風邪をひくような状態になって帰るものですから、できれば、雨をしのげる、また暖房器具を設置できるようなあずまやかハウスを設置していただきたいと思います。ぜひこの辺をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○（社教）社会体育課長

確かに、利用者の皆様で一番多い要望というのが、委員の今ご指摘がございました屋外のハウスとか、いわゆる雨をしのげるもの、テントとかそういったものを設置できないかということでございますので、これはやはり来年に向けて検討する材料になろうかというふうに思っております。

○成田委員

検討してもらうのも結構ですが、ぜひつくってほしいと思うし、もしできないのであれば、利用者に、この場所に設置してください、この場所を提供しますからここを利用してくださいと。利用者はたくさんいます。大工さんもいますし土建屋さんもいます。これをやるときに、自分たちがそういう気持ちの方は無報酬でやってくれます。その辺はしっかりやってくれると思いますので、開放をしていただければと思っているのです。その辺はどういうものでしょうか。

○（社教）社会体育課長

やはり、官民一体となって知恵を出し合うといえますか、そういったことが大変有意義なことだと思ってございますので、これからも、そういったことができるかどうか、利用者の皆さんと話し合っていきたいというふうに考えております。

○成田委員

利用者も協力的にやってくれますので、ぜひその辺の話を進めてやってください。

それと、3定にもこの質問をしまして、市長も老人クラブの人たちとパークゴルフについて協議したときに、こんな遠いところまで来るのは大変だ、それで小樽市内に一つつukれないかということで要望があったということで、市長も、どこか西地域というか、場所的にあったらつukりたいというような話があるのです。社会体育の方では、どの辺に設置する予定があるのかどうか、最適な場所があるので、ぜひお願いしたいと思います。

○（社教）社会体育課長

たしか第3回定例会の予算特別委員会の中で、市長もそのようなご答弁をさせていただいたというふうに私どもも聞いてございます。ただ、新しいパークゴルフ場でございますけれども、確かにいろいろな地区で要望が強いというのは事実でございます。特に、例えば西部地区といえますか、今回は銭函につukりましたので、今度は西部地区にどうだというお話もございます。

ただ、今、委員の皆様方もご存じのとおり、市の財政状況が大変ひっ迫してございまして、大変厳しい状況にございます。したがって、パークゴルフ場の造成につきましては財政状況の好転を待って検討していく、そういった方向で考える必要があるのではないかとというふうに考えております。

○成田委員

これは、やはり市民がつくってほしいという要望をしているときに、あなたたちも協力してください、この場所を提供しますから、これを自由に使ってください、また資材については市で提供しますとか、そういうような協力というか、そういう形で市民と行政が一体となったそういうものをつくり上げ方というのがあると思うのです。その辺も、社会体育の中で、市部局と協議しながら、市民も協力体制をつくれるような形のものでやっていけるといっているのですけれども、社会体育の方はどうですか。この場所を使って市民の方々も一緒にやりませんか、そういう話の持っていく方というのは大事なことだと思うのですけれども、どうですか、課長。

○（社教）社会体育課長

さきほどの銭函のパークゴルフのハウスのつukり方といえますか、そういったことのご提言と同じ趣旨かと思っております。確かに、行政だけがやるのではなく、民間といえますか、市民と一体となってそういった開発を進めていく、そういったこともこれからの行政の在り方ではないかというふうに考えてございますので、そういった状況になってまいりましたら、うちの方としても考えていかざるを得ないというふうには考えます。

○成田委員

ぜひ進めてほしいなと思っています。市民みんながこれだけパークゴルフを熱心にやっています。あと、子どもから年寄りまで全世代が楽しんでやっているプレーですから、小樽市内で幾つかのパークゴルフ場をつkっていたきたいと思います。また、全天候型というか、冬場でもパークゴルフ場と。小樽市外では結構あるのですよ。ピ

ニールハウスの中でゲームを楽しんでいる、そういうのもあちこちにたくさんできていますから、そういう研究の仕方というのを少し勉強していただけたらなと思っています。

例えば、小樽市ではビブレが空き店舗になって4階などはワンフロアを使わないでありますので、あの辺を人工芝にしてパークゴルフ場にしたらかなり利用者が多くなると思います。ワンフロア分で18ホールできるのではないかと思います。社会体育の方で、何とかそれを話合いの中に入れていただければと思っていますが、その辺はどうでしょうか。

○（社教）社会体育課長

マイカル、ビブレの話でございます。確かに、18ホール1万5,000平方メートルほどあればできますので、面積的には問題はないのかなというふうに思います。ただ、階高といいますか天井高が果たしてあるのかどうかとか、いろいろな制約が確かにございます。また、ただの平面のパークゴルフだけではおもしろくなくて、当然、起伏もなければならぬ、アンジュレーションもつけなければいけないというようなこともございます。ですから、すぐにビブレでやれるかどうかということは私としては判断できません。

○委員長

かなり時間が超過しております。

○成田委員

済みません。時間が経過しているのでやめなければならないのです。

では、変えます。パークゴルフ場は、ビブレの方は後で考えてもらえばいいです。

◎産業会館2階ホールについて

空き店舗対策の中で産業会館の2階のホール、この利用者は今どのぐらいの数になっているのでしょうか。

○（経済）商業労政課長

2階ホールですけれども、これは空き店舗ということではございませんが、利用の度合いといたしましては、平成12年度は、大ホールと1号ホール、2号ホール、3号ホールと分けられておりまして、合計で471日の使用となっております。平成13年度が499日、平成14年度11月末現在では361日というふうになっておりまして、使用の日数からすると、それほど不調ではないかなというふうには思っております。

○成田委員

大ホール、1号、2号、3号の4ホールを合計して471日、それぞれの日数ではなくて、単純な計算でいくと1年間は365日しかないのだけれども、この日にちで言われるより、件数で言っていただいたらいいかと思います。

○（経済）商業労政課長

大ホールだけを使った場合、3号ホールだけを使った場合とかいろいろありまして、延べの状態になりますので365日を超えてしまいますけれども、件数で言いますと、平成12年が43件、平成13年度が61件というふうになっております。これにつきましては大ホールの使用ということになっております。

○成田委員

ホールの使用料というのはどのぐらいの金額になっているのですか。

○（経済）商業労政課長

大ホールにつきましては、午前9時から夜の9時まで全日使用した場合は1万9,300円、その他1号から3号ホールまでそれぞれが4,000円というふうになっております。

○成田委員

利用する人というのは限られた人たちが多いと思うのですけれども、ここを利用するのに金額が高過ぎるとか利便性ということで話合いをされたことはありますか。

○（経済）商業労政課長

利用の仕方としてはいろいろございまして、その中で最も多いのが展示会ということでございます。展示会となりますと、多くの場合は、いわゆる業者さんが入ってきて、そこでご商売をなさることがじゅうぶんでございます。それで、この使用料につきましては、そういう展示会等については特段高いということは聞いておりません。それから、その他文化的な事業になりまして、市が主催している事業、老壮大学ですとか、小樽文化祭ですとか、そういった事業になりますと減免という措置がございますので、そういった対応もしてございます。

○成田委員

時間がないのでこれで終わりますけれども、産業会館というのは市内でも一番いい場所にあるのではないかと思います。ここに駐車場がないので利用者が減っているのではないかと思いますので、ぜひ家賃の方もできるだけ下げてやって、利用が増えるような形でもう少し産業会館の利用のアップを図った方がいいのではないかと思います。ぜひお願いいたしまして、質問を終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○松本（聖）委員

◎港湾特別会計の補正予算について

まず、港湾特別会計の補正予算にかかわって数点お尋ねいたします。

引き船業務等委託料、平成15年度の予算ということになっておりますけれども、この内容について内訳を若干教えていただきたいのですが、この委託内容の内訳ですね、費用の内訳は、お話しできる範囲で結構ですけれども、委託内容についてお願いします。

○（港湾）港政課長

現在予定いたしております委託内容でございますけれども、まず、引き船の運行業務、これを予定してございますが、この部分がかなりの業務量になろうかと思います。そのほかに予定してございますのは、現在、私ども港湾部の直営の職員が行っております陸上部門で、いわゆる船の係船図と言いまして、どういう船がついているかということを毎日調べますけれども、そういう仕事です。それから、ふ頭内を毎日巡視いたしまして、どこかに道路の陥没がないとか、そういうパトロール的なものもいたしております。それから、ふ頭内にゲートを設置してございますのでそのゲートの開閉、このようなものも一緒に委託しようというふうに考えてございます。

それから委託料の中身のペイの中身でございますけれども、5,600万円の予算を今お願いしてございますが、そのうちの約8割5分程度は人件費相当額に試算してございます。あくまでも今予算をお願いしている段階の予算上の内訳でございますけれども、いわゆる人件費がほとんどになる委託料と考えてございます。

○松本（聖）委員

当然、複雑な機械というか、船でございますから、日常の整備点検というのが非常に重要になってきますけれども、整備費というのは幾らになっていきますでしょうか。

○（港湾）港政課長

引き船につきましては、6年に1回、定期検査がございまして、その中間年、3年に1回、中間検査がございします。それぞれその年度につきましては、3,000万から多いときで4,000万程度の検査料といいたしましうか、整備費を含めて費用がかかります。それから、その谷間といいたしましうか、特段大きな定期検査でないときには1,000万から1,500万程度の費用で済むという場合もございします。

○松本（聖）委員

大きな整備といいたしましうか、その船を維持していくための観点ですが、そのほかに、船というのはかなり、海上で使っているものですから傷みが激しい機械でありますから、日常の細かい整備費というののもかなりかかってきてい

るはずであります。ましてや、あれだけ古い船ですから、それも相当な金額になると思うのですが、その日常の、例えばペンキを塗りかえとか、ねじが外れたとか、そういった細かいものはこの5,600万に入っていると認識してよろしいですか。

○（港湾）港政課長

言われましたように、日常の点検といいますか、そういう維持作業に入るようなものにつきましては、この5,600万の委託料の中に、数十万でございすけれども、実際にかかる消耗機材費用ということでこの中に含めてございます。

○松本（聖）委員

何度も言いますが、非常に古い船であると認識しております。前にもお尋ねしたかもしれないのですが、耐用年数というのはタグボートの場合どのぐらいあるのか私は承知しておりませんが、通常は何年ぐらい使える船なのでしょうか。

○（港湾）港政課長

私どもの今の船2隻は、いずれも20年を超えているのですけれども、一般的に公営企業法とか、そういう財産上の耐用年数からいきますと、一般の船というのは10年程度かなというふうに示されてございます。ただ、もう一方で、民間の方がこのような運営をしている例が多いのですけれども、その場合ですと、実際に引き船などいろいろ手をかけながら、20年あるいはそれ以上、30年近くお使いになるところもあるというふうには伺ってございます。

○松本（聖）委員

ということは、我が小樽市は、近い将来、この2隻の寿命が来るのだということを示しているわけです。民間が大事に使ってもせいぜい30年だということであれば、あと10年以内に両方ともだめになるということですね。ものすごく高い機械ですから、その負担たるや莫大になると思うのです。

ところで、この整備費は、将来どんどんかかっていくと思うのです。古くなればなるほど整備費はかかると思うのですが、新しい船を導入するに当たって、採算の分岐点というか、いつ導入するかというところを、整備費と新しい船との価格、それから委託料、そういったことも含めて検討していかなければいけない時期が間もなく来ると思っています。

新船を導入するに当たって、他港でやられているように、委託業者が自賠いで船を買ってそういう引き船業務をしていくべきなのか、それとも、現状どおり船は小樽市で用意して運航業務だけを委託するのがいいのか、小樽市としては将来をどのようにお考えでしょうか。

○（港湾）港政課長

他港では、民間、準民間で運営しているところの例が実際には多いですけれども、そういうところを見ますと、引き船の使用料の部分は私ども小樽で適用しております使用料の3倍から4倍の使用料をいただいている、つまり、それぐらいの収入がないと準民間での運営というのは難しい事業になっております。

今のご質問でありますけれども、そういう中にあって民間にすべてお任せすることとなりますと、当然、使用料のアップが必要ということになります。しかし、ただいま私どもの適用しております料金というのは、すぐ隣の石狩湾新港の料金が私どもの料金よりさらに若干安くなっております。そういう中で、今、港湾間の競争も激しくなる中で、果たして使用料のアップが可能になるかといいますと、現実問題として、まだしばらくの間は、船につきましては公共の方で抱えて運航を委託していくという選択肢になるのではないかと考えてございます。ただ、更新の時期、あるいはどういうグレードの船、そういうものをどういうふうに変えていくかということは、じゅうぶん、慎重に検討する必要があるというふうに思います。

○松本（聖）委員

幾らするものかはわかりませんが、果たして買えるのかどうか。この財政難の折に、何億もするものを果

たして将来買うことができるのかどうか、ちょっとわからないところがありますから、この部分を質問しても答えがないでしょうから、ちょっと内容を変えます。

今、この引き船業務にかかわっているところの職員で、専任で働いておられる方がいらっしゃると思うのですが、これは何人おられますか。

○（港湾）港政課長

船の関係の航海士並びに機関士の資格を持った者が7名ございます。さきほども申し上げましたように、今、船が2隻ございますので、同時に2隻を使うというオーダーが入ったときには、今現在1隻5名で運航してございますので、両方で10名が必要になるということは3名不足になります。この3名の部分につきましては、同じ船舶ふ頭係というところに所属しております技能職員の方から応援という形で3名入れまして、10名で回しているという形になっております。

○松本（聖）委員

応援という方々は別といたしまして、専門の資格を持った方がいらっしゃるわけです。例えば、船ですから、航海士さんの資格を持っているとか、機関士を持っているという方になる。この方々の今後の処遇といえますか、どういったお仕事につかれるのか、非常に心配なところがあるのです。海の男ですから、突然、机に縛りつけられて事務職となると非常に辛いものがあるのですが、どのようにお考えですか。

○港湾部長

委託後の職員の処遇のお話でございますけれども、確かに、船にかかわる船舶技術職の職員、航海士あるいは機関士という資格を持って、今まで生え抜きで、ほかの勤務箇所の経験なくここでずっと働いているということでございます。それで、私どもも、4月から民間委託ができた場合、この職員に関しましては、市の他の部署へ配置転換していただいて、そこで頑張っていただきたい、こんなふうに考えているところでございます。

○松本（聖）委員

今、他の部署を経験されていないというお話でございましたので、ぜひとも、これは一般的にも言えることかもしれないですけども、特に港湾業務というか、船の業務に携わっておられる方々に関しては、今後の配置転換においても、ご本人たちの希望とか、そういうものもじゅうぶんに考慮して差し上げていただきたいと思います。非常に特殊な職場でありますからね。ご本人がどうしても事務をやりたいのだとか、どうしてもこの仕事をやりたいのだという全く関係ないところがありましたら、また、それは尊重して差し上げていただきたいですし、ぜひとも港にかかわった仕事をしたいということであれば、その意見を尊重して差し上げていただきたいと思います。年齢の幅を伺っておりませんので、お若い方もお年を召した方もいらっしゃると思いますので、その辺もじゅうぶん考慮したうえで人事を考えていただきたいというお願いですけども、ご本人たちのご希望というのはある程度聞き入れていただけるということでしょうか。

○港湾部長

ここの職場しか経験がないという意味では、新しい職場ではどんな仕事をするのだという不安といえますか、そういうことを持つのはある意味で当然でございます。7名の職種に関しましては、年齢幅がいろいろございまして、20代が1名、30代が3名、40代が1名、それから50代が2名と、年齢層がまちまちでございます。私どもは、そういう不安の中で職員個々から希望も含めていろいろなお話を聞きながら、次の職場にできるだけスムーズに行くために、職員研修という場の設定も場合によっては必要なかなというふうに思っております。

いずれにしても、この問題に関して、私どもは人事当局と連絡しながら、誠心誠意、当たってまいりたい、そんなふうに思っております。

○松本（聖）委員

ありがとうございます。ご考慮いただけるということで安心しております。

この古い、おばあちゃんと言っていいような2隻のタグボートを拝見しますと、非常に整備が行き届いております。細かいところまできれいに使っておられて、職員の方々のこの船に対する愛情というのが伝わってまいります。船を見ればわかります。本当に、年をとった船だけれども、きれいです。それが委託によってどのようになっているのか、心配しているところもあります。これからの方々もまたかわいがってくださればいいのですけれども、今までどおりにお年寄りの船を大切に使用していただきたい、慈しんで長もちさせていっていただきたいという思いもありますし、一番心配しているのは今乗っている乗組員の方々だと思しますので、彼らの気持ちをじゅうぶんに考慮して、委託先には、その旨を、大切に使用してほしいのだということを心を込めて伝えていただきたいというお願いをしまして、私の質問といたします。

◎フィルムコミッションについて

次は、港湾部から経済部に移りまして、フィルムコミッションについて、数点、お尋ねいたします。

フィルムコミッションというのは、映画ですとかテレビドラマのロケのコーディネートをするというようなことが主な業務ですけれども、小樽市の立場といたしますか、業務内容といたしますか、小樽市はこのフィルムコミッションの中で何をしていけばいいのかと、漠然とした質問になりますけれども、お答えいただきたいと思います。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

小樽フィルムコミッションと市のスタンスとまいしょうか、そういうことになろうかと思います。我々が目指しておりますのは、誘致活動というのにまず力を入れたい。誘致活動と申しましてもいろいろありますが、映像制作者へのプロモーション活動、それからロケ資源のデータベースの配信活動、それと誘致キャンペーンです。そして、まだ可能ではないですけれども、ホームページの作成活動、それから情報誌、情報等の発信、こういうことをして誘致活動を実施していきたいと考えております。

もう一つは、支援業務ということですが、この支援業務につきましては、撮影に関するいろいろな許認可、申請等がございますが、それらをスムーズにするためのワンストップサービス、ワンストップ相談窓口、ロケ地に関する情報や施設の紹介、それから撮影時の事前調査への立会い、そして、小樽には資源がたくさんありますけれども、資源のあっせんというのではなくて、紹介と、それから、人的な部分で求められたときの紹介ということがあります。それから、今現在進めておりますけれども、ボランティアなどを募っております。それから、映画等に参加していただけるエキストラというのも募っております。こういう人たちの手配、それから、もちろん一番大事なのは、小樽市で撮影をしていただくためには市民の生活圏の方に入り込んでまいりますので、住民との調整です。そして、さきほどもちょっと申し上げましたけれども、撮影の許可とか申請制度を我々がスムーズにしてあげることです。これらのことを小樽のフィルムコミッション協議会としては考えております。

○松本（聖）委員

そのフィルムコミッション協議会というのは、小樽市もあれば、今までロケのコーディネーターとしてご活躍されていた方々だとか、実際にそのロケ場所といたしますか、引き受けてこられた方々がかかわってきています。今おっしゃったその業務の大半というのは、今まで民間のコーディネーターと言われた方がやってきた仕事ではないのですか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

おっしゃる部分も一部ございます。否定はしません。というのは、映像制作会社というのはルールを守るということを原則として映像を迎え入れているわけですが、この間、我々の当時の観光課を通さずに撮影をするという制作会社も多々あったように伺っております。その人たちにとりましては、決して私が今申し上げた業務を必要とはしていなかった、そういう部分はあると認識しております。ただ、私どもとしては、できるだけ市が小樽市内でやっていることをある程度把握してというか、協議会が把握をして、ある程度ネットワークをきちんと組んだ中で、市民に対しては迷惑をかけないとか、制作会社の方々にもメリットがあるのだということを話しかけていか

なければならない立場にあるというふうに思っております。

○松本（聖）委員

さきほど、私は小樽市として何ができるかというか、小樽市の役割をお尋ねしたのです。フィルムコミッションの役割ではなくて、そういう人の手配をするとか、機材の手配をするとか、許認可の問題は役所の仕事でしょうけれどもね。そうなると、物を手配する、人を手配するなどといったら、ギャランティーの交渉から何から全部入ってくるわけで、それは役所のすべき仕事ではないのではないかと私は思っているのです。恐らく、僕は質問が下手なのできちんと伝わらなかったのだと思うのです。市の役割、それを再度はっきりさせていただきたいと思います。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

私も差し出がましく先に走ってしまいましたけれども、誘致活動の市の役割としては、やはり小樽の地域振興に役立つためのロケのプロモーション活動、誘致活動になるのだらうというふうに思います。それと、委員がおっしゃっていました許認可制度に対するワンストップサービス、これが大きな柱になると思います。

○松本（聖）委員

そうなりますと、小樽市というのはあくまでも緑の下の力持ちでいていただきたい。というのは、こういう映画関係者、それからテレビの制作関係者からお話を伺うと、小樽市は出しゃばり過ぎだぞ、フィルムコミッションだか何だか知らないけれども、我が我がと小樽市が出てくるのはいかがなものか、今まで民間のコーディネーターの方々にお願いしていたことまでも、フィルムコミッションという名の下に小樽市の看板がどうしても表面に出てくるのはフィルムコミッションの考え方としておかしいのではないかと、役所のかかわり方というのはもっと緑の下の力持ちであるべきではないのか、そういう現場のロケ担当者の方々の言葉を耳にしたものですから、こういう質問をさせていただいております。

それでは、小樽市は、そういう緑の下の力持ちとして、表に出ないで交通整理だけをやってほしいというのが僕のお願いなのですが、では、今後、このフィルムコミッションという一つの動きの中で、小樽市はどのように誘致とかアピールをしていくのかということをお尋ねします。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

前段の方はお答えしなくてもよろしいですか。

○松本（聖）委員

いや、約束してくればいいのです。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

委員がおっしゃいました市が出しゃばり過ぎであるという部分で、F Cの役割というのは、民間に言わせれば市の役割というのはそうではないだろうという部分につきましては、いろいろと見解の相違とかもあらうと思いますので、ここであえてその論争をするような問題ではありません。

今申しましたこれから先のF Cの役割、在り方というのは、まず、今現在進めておりますのは、フィルムコミッション協議会設立に向けて設立検討会議というものを開いております。設立検討会議は3月まで開くのですけれども、その中で、小樽で映像を受け入れるときのルールづくりというものをさせていただいております。これは、官民一体となって協議会を開いております、メンバーがおりまして、その中で会議を進めております。

もう一つは、プロモーションの関係でございますけれども、誘致するためには小樽の魅力を紹介していかなければならないという観点から、ロケ資源データベースというものをにつくって、今作業をしております。秋分までの絵撮りは終わります、あとは、雪が降っている冬分について撮影をし、3月までにはでき上がるということで進めさせていただいております。

あともう一つは、さきほども申し上げましたけれども、エキストラクラブというのを公募しております。そのエ

応、送付したものだけではなくて、そのデータを、今度は来年度以降にホームページの方に取り込んでいこうと。そして、例えば海外の方についても見られるようにするということが検討中でもあります。来年度につきましては、そういうホームページづくりについても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松本（聖）委員

来年度のいつごろになるのか、まだわかりませんか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

余り急ぐという仕事ができないので、できるだけいろいろ考えて、例えば、他言語、最後に申し上げましたけれども、最近、韓国からもよく撮影に来ます。つい最近、台湾、香港からも来ています。そういうことも考えますと、いろいろな言語で表現できる方がいいのだらうというふうに思いますので、ちょっと時間をいただいて、めどとしては年度内にはということと考えております。

○松本（聖）委員

ぜひとも、新しい媒体をじゅうぶんに活用して世界に発信していただきたいをお願いをいたします。

ちょっと話は逆戻りするかもしれませんが、例えばホームページ上なりで、小樽市内の協力者といいますか、そういったものに対する周知というのはどのようにお考えですか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

小樽市内の市民への周知ということでよろしいでしょうか。

○松本（聖）委員

はい。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

市民への周知につきましては、これまでも、映像の資源になり得る企業さんとか、そういう方々については、アンケート調査を行って映像制作にかかわるこれまでの課題とか問題点などを聞いております。それから、個人、映画が好きな市民、そういう方々に対しても、去る7月20日に、市民フォーラムと称してフィルムコミッションフォーラムを実施いたしました。そのときには700人近くの方が集まってくれたのですけれども、その方々の大方からも、この小樽でロケがある、撮影があるということは、非常に知名度も上がるし経済効果も上がるというふうにお答えをいただいております。

それを含めて、これからも、そういう機会があればフォーラムとかセミナーというものを企画して取り組んでまいることができればいいなというふうに思います。

○松本（聖）委員

今まで、いわゆるコーディネーター的な仕事をしてきた方々、水面下でというか、名前は一切表に出ないけれども、実は一生懸命やってきたのだという方々をたくさん知っております。こういった方々というのは、恐らく、小樽市としては名前を把握していないと思います。そういった方々の協力なくして、今後、スムーズなそういうロケなどを組むということは不可能だと思っております。その方々をどのようにこのフィルムコミッションの中に取り込んでいくかという問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○（経済）観光振興室企画宣伝課長

まことに知識がないというか、情報がなかったせいか、委員が今おっしゃった水面下でロケ活動をしている方については余り多くは知っておりません。ですから、そういう方々がもし小樽にたくさんいらっしゃればいらっしゃるほど、やはり、映像を受け入れるための一つの資源になると思いますので、その方々に呼びかける方法というのも検討して、呼びかけていかなければならないと思っております。

○松本（聖）委員

ぜひとも、貴重な観光資源、それからロケ資源でありますから、より多くの市民が経済的にも文化的にもその恩

恵をこうむれるように、小樽経済全体のことを考えて広く協力を受けられるような体制をいち早くとっていただきたいというお願いをして、この項の質問は終わります。お願いでした。

◎消防庁舎の身障者用トイレの使用について

最後に、1点だけ、消防本部にお尋ねをします。

消防本部の建物の1階に当たりますか、障害者用のトイレがあるのですが、あそこは、本部なのか花園出張所というのかな、どこの所管になるのか、どこで線を引いてあるのかわからないのですけれども、あのトイレの取扱いについて何点か質問をいたします。

小樽市のそういう障害者用のガイドマップ等には書いていないということでもありますけれども、民間で発行されているトイレマップみたいなものがあるのだそうです。私は実物を拝見していないのですが、そこには、24時間使える役所の車いす用のトイレという案内がされているというふうに伺っておりますけれども、それは承知されておりますか。

○（消防）総務課長

小樽市の福祉マップには身障者用のトイレということで載ってございますけれども、24時間ということは私どもの方では承知してございません。

○松本（聖）委員

障害者の方が24時間使えるということで行ったけれども、かぎがかかっていたと。確かに、夜中は、防犯上の問題もありますから、かぎをかけるのはしょうがないのですけれども、インターホンがついていました。インターホンを押せば出てきてくれるのだらうと思ったけれども、手が届かない。確かに、私も見てきました。通常の目の高さというのかな。あれはカメラつきのインターホンだと思うのです。ちょうど顔の高さぐらいのところについています。車いすに座っていたら、当然、手が届かない高さです。どう思われますか。インターホンを押せば、消防ですから、24時間、職員の方がどなたかが勤務されていると思うのですが、いかがでしょうか。これを低い位置につけるのは、カメラつきのインターホンをこんなところにつけると意味をなさないと思うので、別な、例えば呼び鈴みたいなものをつけていただければいいと思うのですが、どうなのでしょう。実際にそういう刊行物がある、それを回収するわけにはいかない、ましてや、お役所だということを考えると、それに対応した設備をしていただきたいというお願いなのですが、いかがでしょうか。

○（消防）総務課長

私どもは24時間の職場ということもございまして、夜間、緊急的にトイレを借りに来るといふ人があれば、それに対して不便をかけないようにというのは私どもの基本的な考え方でございます。また、これだけ通信手段の発達した時代になりましたけれども、電話での通報ではなく、実際に、夜間、市民の方が救急や火災の出動要請に直接来る、いわゆる駆けつけというのもございまして、これも年間10件程度ございます。ですから、夜間、駆けつけて来る人が必ずしも成人ばかりでなく、高齢者あるいは子どもさんということも考えられますので、今、委員のご指摘の点については、じゅうぶんに現地を確認した上、私どもとしてはあらゆる人が使えるようにじゅうぶん工夫してまいりたいと考えてございます。

○松本（聖）委員

確かに、数は少ないかもしれませんが。もしかしたらそういう需要はないかもしれない。けれども、さほどお金のかかる作業ではありませんから、なるべく、とりあえずあの辺の支障物だけでも早く撤去していただいて、近くまで行けるようにしていただくというお願いと、早目の対処をお願いしまして、質問を終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

◎情報化推進について

情報化推進について、何点かお聞きいたします。

地域情報化に関するアンケート調査が6月に行われました。先月、そのまとまった報告書をいただきまして、読ませていただきました。この中から、何点か質問したいと思います。

まず、その前に、このアンケート調査の目的について、再度、確認をお願いします。

○（企画）白澤主幹

今回行いました地域情報化に関する市民アンケート調査の目的でございますけれども、これまで、小樽市においては、市内の情報産業についての実態というものをほとんど把握していない状況にございましたので、実際に小樽市民はどのぐらい情報機器を持っているのか、あるいは、インターネットに接続している方がどのぐらいいらっしゃるのか、あるいは、行政の情報の入手手段、そういったもろもろの市内の現状について、市民、それから事業所それぞれについて把握するために行った調査でございます。

○高橋委員

私の感想なのですが、非常にイメージがわきにくいというか、市民の方は理解しづらいというような印象を持ったのですが、企画としてはどのような印象をお持ちですか。

○（企画）白澤主幹

イメージがわきにくいというお話でございますけれども、アンケートの中身のことにに関してでございますか。

○高橋委員

いえ、情報化ということです。

○（企画）白澤主幹

確かに、情報化という言葉自体に対して、言葉自体はよく新聞報道等に出てはいるのですが、一般市民の方にとりまして、情報化という言葉そのものに対してどういう内容なのだろうかと理解するというのはなかなか難しい分野かなというふうには思っております。

○高橋委員

このアンケートの中で、インターネット利用に関してどのように使われているかという項目がありましたけれども、利用目的の一番多かったものについてはどういうものがありましたか。

○（企画）白澤主幹

インターネットの利用目的で一番多かったのは、漠然とした項目になっておりますけれども、情報収集が一番多くて86.5%です。これは、ホームページ等から自分の知りたい情報を得るとというのが当然一番多かったのですが、そのほかに、情報交換、これはメール等のやりとりということで76.9%、以下、ショッピング、それから情報発信ということになってございます。

○高橋委員

情報の入手方法ということで11ページに載っていますが、現在の入手方法と今後の入手方法ということで比較されております。これについてどのようにとらえられたか、意見ををお願いします。

○（企画）白澤主幹

行政情報の入手方法についてでございますけれども、現在の入手方法について伺いましたところ、一番多かったのが広報おたるということで88.8%、それから新聞記事、町内の回覧板ということがベスト3でございました。よく、広報おたるについては、チラシと一緒に捨てられているという話もあったのですが、今回の調査では、少なくとも入手方法としては一番多い形で挙げられておりました。現在の入手方法の中では、市のホームページについても聞いたのですが、この部分では6.1%ということで、非常に低い割合になっております。

それから、今後の行政情報の入手方法につきましては、ベスト3については広報おたる、新聞記事、町内会の回覧板ということで変わらないわけでございますけれども、市のホームページにつきましては21.2%ということで、3倍以上と、かなりの割合ということでこれから期待されている部分が相当あるのかなというふうに受け止めております。その辺では、ホームページについて、これから期待されるような中身に持っていかなければならないものというふうに考えてございます。

○高橋委員

私も同様に思います。

それで、前にも指摘しましたがけれども、ホームページの充実といいますか、内容の掘り下げたもの、広げたものということでいろいろ検討されてきたかと思います。3定のとき以降に増えたもの、あるいは変わったというものがあれば確認をしたいと思います。

○（企画）白澤主幹

3定以降の部分でございますけれども、税のホームページの部分が増えてございます。それから、新たに年金のホームページの部分もボリューム的には相当大きな内容が加わってございます。そのほか、今検討中のものとしましては保健所の部分がございますけれども、これから徐々に、各課それぞれにお願いをしまして、できるだけ多くの情報を載せてまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋委員

意見、要望の中にもあったのですが、現在のホームページには道路と除雪の情報がありません。これについては、どのように原課と打合わせをされているのか、確認したいと思います。

○（企画）白澤主幹

道路と除雪の部分の内容についてでございますけれども、これにつきましては、懇話会の方の提言の中身にもちょっと出ていた部分でございます。現在、除雪情報につきましては、それぞれ担当の部署では気象情報などを独自に入手して毎日やっていらっしゃるということは伺ってございますけれども、そういったニュースなどをそのままホームページで見られる形にはなっていないわけでございます。私どもの方としては、市の除雪についてこういった形の内容のものをホームページの中で情報発信していけるのか、この点について現在それぞれの原課で検討してもらっているところです。多分、今月中にはお答えが返ってくるかとは思いますが、その内容を踏まえて、何とか発信をしていけるものがあれば載せていきたいというふうに考えてございます。

○高橋委員

必要な情報かと思しますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

それから、ホームページを見ていますと、iモード版の表示がありました。携帯の時代だと思うのですがけれども、この開始した時期と経過について説明をお願いします。

○（企画）白澤主幹

iモードを始めましたのは平成13年2月5日がスタートでございます。同じく、13年10月31日から、E Z w e bということでa uの携帯電話への提供を始めました。

○高橋委員

開始した経過については。

○（企画）白澤主幹

経過ということでございますけれども、私どもが聞いておりますのは、携帯電話のメーカーの方からこういう接続サービスが可能になったというようなことで逆提案みたいな形でお話があったというふうに聞いてございます。それを受けて、市の方としても、情報提供について、こういう時代ですから、携帯電話からのホームページ閲覧というものはこれから進めていかなければならないという判断の下に始めたものというふうに考えてございます。

それから、auの方も、その後、自分たちの会社の方の携帯電話も同様の形で実施したいというお話がございまして、それぞれドコモの方とも協議をしましたがけれども、問題がないということで今現在2社やっております。

それから、残っている方としてはJ-PHONEがあるわけですがけれども、ここについては、今年に入ってお話があって、協議はしたのですがけれども、実は最終的に技術的な部分での詰めが合わないようございまして、J-PHONEについては現在まだ協議が調ってございません。

○高橋委員

このiモード版の方、携帯版の方のアクセス状況というのはどういう状況かわかりますか。

○（企画）白澤主幹

最近の細かいデータはちょっと用意していなかったのですが、大体月3,500件程度というふうに把握してございます。

○高橋委員

ますます増えてくると思いますので、さきほども言いましたけれども、ホームページ上の情報の充実を重ねてお願いしたいと思います。

必要とする行政情報として、アンケートにはたくさん載ってきているわけですがけれども、これについて今後どのように考えていくかという考え方について確認したいと思います。

○（企画）白澤主幹

アンケートの中でこういった行政情報が必要ですかという項目に対して多かったのは、やはり保健・医療の情報がトップで43.3%ということです。あとは、行事・イベント情報が2番目でございますけれども、そのほか、福祉情報、環境・衛生情報、あるいは防災・災害・消防情報というところが上位を占めてございます。やはり、市民からは日常生活に密着したこれらの情報が求められているのだなということがわかると思います。

それに対して、現在のホームページの内容といったものは、表面的なものは一応揃っている部分はございますけれども、中に入っていくとまだまだ深い情報がないというご意見もございまして、その辺はできるだけホームページ上で市民が情報を得られるような形で整理していきたいというように考えてございます。今現在、それぞれの原課の方でどういう情報が提供できるものか、それらの項目のリストアップを含めて検討をさせていただいているところでございます。

○高橋委員

なかなか難しいものかなと思いますけれども、研究をお願いしたいと思います。

アンケートの要望で非常に多かった点といいますか、パソコンの研修をぜひやってほしいという意見が非常に多く載っておりました。民間業者の件もありますから、なかなか難しい部分もあるかと思いますが、これについては市としてどのように考えておりますか。

○（企画）白澤主幹

確かに、比較的自由に意見、要望を書いていただくスペースの中では、講習会の開催希望が多かったということではございます。私どもは、昨年度、3期に分けてIT講習会を開催いたしました。最終的に約6,500人ほどの受講者があったわけですがけれども、その中で、3期目になりますと、やはり同じ中身で募集しているということもございまして、なかなか埋まらないという実情もあって、小樽市内としては、大体、一定程度の希望者には講習を受けていただいたのかなという感じの判断もございまして、今年度は一応見送った形でございます。ただ、生涯学習プラザあるいは科学館含めて、それぞれ独自の形でのパソコンの講座というものを市としては行ったわけではございます。あるいは、視覚障害者の方だけにつきましては、別枠といいますか、今年度、もう一回IT講習会を実施したという実態でございます。

その上でアンケートをとったところ、またこのように一定程度の方が無料の講習会を受けたいという声が上がっ

てきているわけでございます。この中では、初級の部分だけではなくて、やはり中級、上級というか、ステップアップの講習を受けたいという声も相当あるわけでございます。そうすると、無料の講習会を実施するという事は、委員も今おっしゃられたとおり、民業圧迫だという声も非常に強まってきている中で、こういった形で講習会を実施していけばいいのかと。その辺の検討課題はございますけれども、このような講習会への希望というものが一定程度ある以上、市としても、何らかの形で来年度に実施できるような方向で検討していきたいというふうに考えてございます。

○高橋委員

ぜひお願いしたいと思うのですね。主幹が言われたように、ある程度初期段階のものは終わったのかなというふうにも私は思います。それで、もうワンステップ上、もしくは、中級程度の方々というのは非常に要望も多いのかなというふうに思っています。ですから、期間限定ですとか一部有料だとか、ぜひ早目にいろいろ検討願って実施していただければよろしいかなというふうに思いますので、今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

ちょっと話は外れますけれども、先日、新聞でネットワークシステムのOSを道が変更するというか、検討するという新聞記事が載っておりました。これについて、簡単に結構ですから説明をお願いしたいと思います。

○（企画）白澤主幹

私どもも11月24日付けの新聞報道を見たわけですが、その際は、道の方が電子行政を進めるに当たって、主としてネットワークシステムの部分で使うソフトをwindowsからほかのものに変えていきたいというような記事が載ってございました。その記事のおしまいの方では、道としては、今後、道内市町村にも脱windows化を働きかけるとことが書かれてございますけれども、現実には、私どもは、去年、今年とLGWANを含めて道の説明会等々に参加してまいりましたけれども、その辺の具体的なお話というのがまだ全然出てきておりません。ですから、実際にどんな形で脱windowsを進めていくのか、具体的な話が出た段階で市としても検討していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

○高橋委員

道が進めているということで、少なからず市町村に影響が出てくるかと思しますので、ぜひ研究も含めてお願いしたいというふうに思います。

◎学校トイレの問題について

それでは、教育委員会に質問したいと思います。

学校トイレの問題で何点か質問をいたします。

これも、アンケート調査をやっていただきました。このアンケート調査の中で、問題点として一番多かったもの、それはどういうものだったのでしょうか。

○（学教）施設課長

学校トイレのアンケートの結果についてですが、一番問題が多かったのは、臭いということが小学校でも中学校でも約81%です。その他、汚いとか古い、そういうイメージもかなりありまして、アンケートの割合では高い率になっております。

○高橋委員

今年、菁園中学校が新築されました。私どもも見学をさせていただきましたけれども、すばらしいトイレができたというふうに思っています。実際に使ってみて、子どもたちの反応、学校の先生方の反応というのはどういうものがあったのか、もしわかっていればお示ししたいしたいと思います。

○（学教）施設課長

9月に移ってから3か月ちょっとしかたっておりませんが、今のところは特に問題もなく、大変快適に利用している、そのような話は聞いております。

○高橋委員

もうちょっと詳しい意見を聞けるのかなと思ったのですが、新しくできた学校の校舎の維持管理、それから清掃も含めて、どのような体制で行っているのか、また、旧校舎も含めて簡単に結構ですから説明をお願いします。

○（学教）施設課長

学校のトイレの維持管理ということについては、新校舎、新しい学校もそうですし、従前からある学校もそうなのですが、基本的には、週何回かの別はありますけれども、用務員さんが清掃などを行っている、その繰返しだということは聞いております。古い学校などでは、中にはにおいがきついところもありまして、そのような場合は私どもで業者をお願いをして洗浄をかける、そのようなこともたまにはあります。通常の維持管理については用務員の方が清掃をしてくれている、そのような形になっております。

○高橋委員

心配するのは、せっかく新しくできたトイレなのだけれども、結局、維持管理状況が同じであれば、また同じような状況に戻ってしまうのではないかというふうに思います。

それで、においの原因、これはどういうものだと考えていますか。

○（学教）施設課長

においの原因は、非常に難しいものがありまして、100%とれるということはないそうです。原因としては、やはり配管の問題だとか、ごみがつかだとか、構造上の問題だとか、そういうところにおいが上がってくる。あとは、清掃が行き届いていないとか、そういうことが原因だと言われています。

○高橋委員

配管の問題は非常にあると思うのですが、清掃の行き届いていないという点、これが今の時点では非常に大きい要素の一つではないかと思うのですが、これはいかがですか。

○（学教）施設課長

清掃にも、表面的な部分と、配管を洗浄するとかいろいろ方法はあるわけですが、正直な話、配管を洗浄するとなると、その都度といいますか、1回当たり数十万という費用がかかるわけです。そういうことを考えると、今できる範囲の部分では、一般的な清掃で、例えば消臭剤なども、発がん性の問題もあっていろいろ言われているのですが、そういうようなことでのにおい対策と。当面やるとすれば、清掃部分と消臭関係、それから洗浄、そういうことが必要かなと思います。

○高橋委員

今の子どもたちの自宅の環境というのは、我々の子ども時代と違って、非常に清潔を重視しているというか、きれい好きといいますか、そういう環境下の中で、学校に行ってみると結局は昔と同じという状況ではないかなというふうに思います。ですから、少しでもそのギャップを埋める作業が必要ではないか、そのように思うわけですが、その辺についてはいかがですか。

○（学教）施設課長

その部分については、やはり、学校のトイレというのは生活の間でもありますし、大変必要な場所だと考えています。それで、通常の清掃の部分もありますけれども、根本的な部分では、配管の改修とか、例えばトラップ式と言いますが、中に水がたまるような形にすればにおいは上がらないとか、いろいろな方法があるわけです。ただ、そうなりますと、トイレを改造しなければいけないとか、いろいろ費用的な問題がありますけれども、どのような形でにおい対策が図られるものかと。それからまた、トイレの問題については、においのほかに、洋式化の問題だとか、バリアフリーの問題だとか、いろいろな形で各団体からも要望があります。

そのようなことから、トイレ全体の在り方について、においも含めて、現場等を見ながらいろいろ検討してい

なければならないかなと、このように考えております。

○高橋委員

最後になりますけれども、今後の改善計画といいますが、どのように考えられているのか、計画されているのか、説明をお願いします。

○（学教）施設課長

具体的に、今、改善計画をどうするのかということは持ち合わせておりませんが、施設そのものは、各学校によって排気の状況とか配管の状況だとかいろいろな状況が違ってまいりますので、その辺の現場の確認とか、そういうことを踏まえた中で、順次、どのような方法でいとかトイレの改修ができるものかということを考えていきたいと思っております。

○高橋委員

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時20分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○武井委員

企画部の質問は取りやめます。

◎加配問題について

それでは、教育委員会に絞ります。

教育問題について代表質問を幾つか行いました。まず、加配問題について、さきほど自民党さんからちょっと質問がありましたが、私の質問の中と食い違いが出ている部分もありますので、それらをお答え願いたいと思います。

私は、加配問題について、それが認められなかった影響として、生徒や児童への教育上のしわ寄せにはならないのか、こういう質問をしたはずなのですが、これに対して具体的な研究を進めているというご答弁でした。私は、これでは困るのです。今どんな具体的な研究をしているのか聞かなければ、どういうしわ寄せになったのかということに対する回答にならないので、どのような具体的な少人数学級指導の取組などを行っているのかも含めてお答えください。

○（学教）指導室長

さきほど学校教育部長の方からご答弁申し上げましたように、今年度、少人数指導、T T指導を含めましてそれぞれの学校で実際に行っていたという立場から、該当の八つの学校の校長先生、教頭先生にお集まりいただきながら、今年度の進め方について協議をさせていただいております。中身につきましては、今まで小樽市内の中では実際にT Tは行われておりませんので、具体的なT T・少人数指導の在り方はいかにあるべきか。それから、今年度、会計検査院の方から指摘を受けました記録のとり方について、どのような記録が一番適しているのか等含めまして、その中で協議を具体的に進めてきているところでございます。それから、その該当の学校につきましては、実際に行っていたということで、公開研究会も小学校の方で取り組んでいただいておりますので、既に2校につきましては、T T指導、少人数指導含めまして公開研究会の中で発表いただいているところでございます。

○武井委員

一歩進んだ回答をいただきましたが、校長さんとの協議をした中で、校長さんの方から出していただいたご意見があったらお知らせください。また、公開研究というのは、どういうものを対象にして公開をしたのかを含めてお願いします。

○（学教）指導室長

今年度は、少人数指導も含めまして、小学校では6校で公開研究会がございました。この公開研究会につきましては、全市、それから管内も含めましてご案内を申し上げておるところでございます。各学校からの報告によりますと、保護者も含めまして延べ人数で380名の先生方の参加がございました。その中で、すべてではございませんが、さきほど申し上げました小学校2校で具体的なTT・少人数指導の在り方がその場で実践されておりました。校長先生のお話によりますと、具体的な今までの取組、積み上げが小樽市内にはございませんので、そのあたりの課題、問題点はまだまだたくさんあるけれども、そのあたりも含めてご指摘いただければというようなご意見でございました。

○武井委員

協議内容は。

○（学教）指導室長

申しわけございません。

校長先生方、教頭先生方にお集まりいただいた中での協議の内容でございましたが、ただいま申し上げましたように、実際の積み上げのない中での実施でございますので、そういう不安の部分、それから、今年ご指摘をいただきました会計検査院から指摘をされた内容が、実際にそれで積み上げができるのかどうか、そのあたりの不安も含めまして協議をいたしました。

○武井委員

この公開研究に、管内380名もの人たちがお集まりになった、非常に関心があることを示したものと思います。これらの公開研究を通じまして、この道を生かしていこう、これは参考になったというものがあればお示しください。

○（学教）指導室長

それぞれが新しい取組でございまして、特にTT・少人数指導の部分では、例えばお一人の先生が中心に授業を進めていただく中で、もうお一人の先生が記録をとりながら、その授業の中でつまづいていると思う児童に対して、そばに行って、子どもがつまづいている具体的な点について全体の人に返すというような取組もございまして、その点につきましては、TT・少人数指導のこれからそれぞれの学校が目指すべき一つの姿かなと、このように考えております。

○武井委員

この380人の中身はどのようなものですか、父母の方もお集まりになったようなさきほどのご答弁がありました。どのような方がどのようなところから集まったのか、中身をつかんでいますか。

○（学教）指導室長

すべてを掌握し切れてはおりませんが、実際に、ある学校では、受付の場面、それから案内していただく場面で、保護者の方、PTAの役員の方に活動していただいております。全体の中では、もちろんそれぞれの学校で、TT・少人数指導に限らず、今年度から始まりました新しい教育課程をどのように実施していくのかということいろいろ悩みをお持ちの先生方、特に若い先生方の姿が目立っております。私どもも、この間、なかったわけですが、指導主事をそれぞれの研究会に派遣いたしまして、すべての公開研究会に派遣をすることができました、それから、授業の後の研究・討議の場面で発言の場をすべて与えていただいております。

○武井委員

こういうような論議をした中身あたりは、会報というか、情報関係みたいなもので市内の学校にお知らせするような考え方といえますか、行為はありましたか。いかがですか。

○（学教）指導室長

12月に入りまして公開研究会が続いておりましたので、それぞれの学校から研究紀要という形で年度末に向けて集約をする予定でございます。それから、小樽市の教育研究所の研究協力校にもなっておりますので、そちらの方にも実践資料集という形でまとめて、各学校、すべての学校に送付したい、このように考えております。

○武井委員

恐らく、非常に有意義な公開研究だったと思います。ぜひともこれを生かしてやっていただきたいと思います。

これらのいろいろなお話を参考にされたのだろと思いますが、私は、更に、今回の校長先生方の処分をしたことをめぐって、恐らくは父母には不信があるのではないか、これの信頼回復についてどうするのだ、こういうふうには私はお伺いしました。これらについて、具体的に、地域、保護者などの信頼回復に努めますという回答なのです。これではどういうふうにして回復するのかわからないのですが、父母への信頼回復にどう努めるのか、具体的に、何か今のような公開的なものも含めて、考え方があれば教えてください。

○（学教）指導室長

今もご答弁申し上げましたように、T・T・少人数指導の過員の部分ですが、いただいている学校では公開研究会を積極的に行おうということで、年度初めからお取組をいただきました。その加配、過員の先生をいただいたということで、今年度はどのようにその先生を生かして授業を行っていくか、それぞれの学校では、年度当初の保護者会、それから学校だより、学年だよりを通じて、今年度はこのように実施をしていきたいというような方針を述べております。また、1学期、2学期にそれぞれ保護者会がございますが、その保護者会を通じて、今年度の取組の成果、それから課題、今後どのように行うのかというあたりについて各学校でご説明を申し上げているところでございます。

○武井委員

こういう保護者会議を開いていろいろと信頼を回復していきたいと、非常にいいことだと思いますが、今まではどうでしょうか。今、非常に共稼ぎの方も多い、こういう社会の中で保護者会をやった場合の集まるぐあいといえますか、これはどのぐらいの率になっておりますか。

○（学教）指導室長

具体的に調査はいたしておりませんので、数字ははっきり申し上げることはできませんが、その保護者会の内容にもよると思います。例えば、中学3年生の進路にかかわるということであれば、ほとんどの保護者の方に参加していただきます。それから、学期末の保護者会につきましても、大きな課題も含めまして、学校の方から案内があれば、ほとんどの方が出席していただけますが、今お話しのように、共稼ぎのご家庭もございますので、中には授業参観でもなかなか多く出席いただけないような学校もあるように聞いております。

○武井委員

進学路線だとか学期末の問題だとか、こういうものを控えての保護者会は非常に集まりがいいと。信頼回復といえますか、私はそれを聞いているのですけれども、これは恐らく、少なかったらなかなか信頼回復もできない。そうは言いながら、ちまたではいろいろ父母の不平、不満の声が出ているわけです。そうかといって、学校の皆さんがお骨折りして集めようと思ったらなかなか集まらない。これでは、非常に信頼回復には、あるいは、ちまたで言っている言葉と合わない部分なのです。これは大変だと思いますが、何かこういうような集める対策というか、例えば、こういうような問題があった、信頼回復するためにはどうすればいいかと。ただ、案内、通知を持たせて、やるから来いというのではなく、何か父母に訴える方法があるのではないかと思います、そんなことは考えてい

ませんか。

○（学教）指導室長

なかなか難しい場面かなとは考えますけれども、具体的には、一つ一つ積み上げていく中で、それぞれの保護者なりご家庭なり地域の方々に信頼をしていただくような場面をどれだけつくっていくのかということだと思えます。例えば、総合的な学習の時間でも、先日の新聞報道にもございましたように、地域の方をお招きして、その中で子どもたちと一緒に何かをつくり上げる、その場面が報道されると。ある新聞でも各学校の紹介を行っていただいておりますけれども、それぞれの学校の特色あるそういう内容が積み上げられることが、一つは信頼を回復することにつながるのかな、このように考えております。それから、全体的な取組といたしましては、教育講演会なり教育フォーラムというような形で、少しでも私ども市の教育委員会が考えている場面を全体の保護者なりPTAの方々にお知らせすることができるよう場面をつくっていききたい、このように考えております。

○武井委員

これは、大変なご苦労だと思いますが、PTAとの肌の触合いを含めて、粘り強いご努力を願いたいと思います。

◎学校完全週5日制について

問題を週5日制の問題に移したいと思います。

この問題は、もう私が言うまでもなく、ゆとりを目指した教育内容を目指してやったわけでございますが、私も具体的に何項目か挙げましたけれども、不満の声が非常に多い。これは、私たちだけの耳に入るのか、市教委の皆さんの耳にも入ってきているのか、あるいは、校長先生なり学校の先生方が聞いたのをあなた方のところに通るようなシステムになっているのかどうか。いずれにしても、どんな声があなた方の耳に入っているのか。私の方に入っているのは具体的に言いましたので、皆さんの方に入っている言葉をお聞かせください。

○（学教）指導室長

ただいまご指摘をいただいた部分につきまして、私ども市の教育委員会にも同じようなお話が伝わってきておりまして、校長会などのお話でもそのようにお伺いしておりますし、教頭会の中でもそのようなお話がございます。また、全国的なマスコミを通じてのそのような報道もございますので、さまざまな形でそれが広まっているのかなというふうに考えております。

実は、この2年間、12年と13年、いわゆる14年から新しい教育課程が始まるということでの準備期間がございました。これを移行措置と言っておりますが、この移行期間でじゅうぶんに準備ができていれば、14年度からスムーズにスタートができたのかもしれませんが、しかし、なかなか体制が整わない、それからやってみる中でなかなかできない部分がございます、これもまだ1年たっておりませんけれども、そのあたりの大変さが出てきているようには感じております。

○武井委員

私たちも同じような声だということで具体的なものは聞けなかったのですが、僕も具体的に言いましたように、6時間授業の日が従来は2回だったものが今度は3回になった、こういう声です。それから、学力低下の不安が募って塾通いを始めた、塾の方へ通う日が増えたと。私も、この言葉をまともに聞いてはまゆつばだと思っているのです。塾の方も、あおり立ててこうだと言って、自分らの方へ引っ張り込むような、そういう宣伝も確かにあるのではないかと思います。この点は、私自身そう思っているのですが、もしこれに反論があったら言ってください。

それから、やっぱり、土曜日の1日がなくなった関係上、数学だとか英語などの宿題のプリントや小テストが多くなった、こういう具体的なものが出ているのですが、こういう声が聞こえているのかどうか。それから、先生が時間を挽回するために、これ宿題と言ってノートの提出が非常に多くなったと。こういうようなことがあって、そうすると、ゆとりどころか、何もゆとりがなくて、土曜日になったら、むしろ疲れて眠たい、こういうような声ま

で聞こえる。これが私たちの耳に入ってきている具体的な内容なのですが、こういうようなものは聞こえていませんか。

○（学教）指導室長

特に、行事などが集中いたしました1学期の運動会、それから修学旅行・見学旅行の後あたり、それから、2学期に入りまして文化祭、学芸会の後あたりで、行事の準備も含めて大変だというような声は届いてきております。

今お話がございましたように、確かに時間数が、例えば小学校1年生では、今まで土曜日を含めて25時間ありましたものが、金曜日までで23時間確保しなければなりません。それで、小学校1年生では5時間目の授業が1コマだけ増えております。そういう意味では、それぞれの学年で1コマだけ6時間目が増えたり5時間目が増えたりしておりますので、月曜日から金曜日の間が大変かなと思っております。

この部分につきましては、何度もお話しさせていただいておりますが、全体の教科の中身が3割ほど削減をされています。そのことについてはさまざまなご意見がございますが、時間の方については2割程度ということで、時間的なゆとりを確保しながら、その中でそれぞれの学校で基礎・基本を中心に大事に教えていただくというような取組を進めていただいておりますが、2年間の移行措置の中でじゅうぶんにその準備ができていない部分がございます。例えば行事がそのまま残っていると。行事をそのままおやりいただきますと、準備期間も含めてなかなか時間数が足りなくなってしまう。このあたりは、実際に1年間やってみる中でそれぞれの学校が感じているところかなと思っております。

それから、学力低下の問題につきましても、同じようなご意見が出ておりますけれども、実際には、先日の別な報道でございましたように、基礎的な部分については韓国に次いで2位だという報道もございました。そういう部分では、確かに弱い部分もございますけれども、まだまだ日本の学力というのは低下していない部分があるのかなと、このように考えております。

○学校教育部長

さきほど塾のお話でしたが、少子化傾向にございまして、塾の方も人集めのためにいろいろなテレビですとかマスコミを通じてあおり立てているという面もあります。実際に、小樽市内で過去にずっと塾通いの子どもの調査をしたことがございますが、道の方からもその調査はよろしいですよということになりまして、この二、三年はしてございません。ただ、若干は増えたのかなということは予想されますけれども、塾のことについてはそういうことでマスコミ関係で取り上げられている関係があるということだけのご理解いただければと思います。

なお、小テストが多いですとか、いろいろそういう話もお聞きいただきましたが、小樽市教育委員会といたしましては、評価に当たって、特に絶対評価、相対評価のかかわりもございまして、何度か、札幌から先生方向けに講師を呼びまして、研究所主催で教育の評価専門の勉強会をさせていただきました。また、小樽市教育研究所では、さきほど言いましたように、研究協力校でありますとか、3定でもお答えいただきましたが、研究員も今年はつくりましたので、その研究員に、重点的に評価にスポットを当てて、そして評価の研究をしてございますので、それぞれの先生方が効率的・効果的な評価ができるようにということでそちらの研究を進めてございます。この1年間は、どうしても新しいものですので時間はかかると思いますが、そういう1年間の成果を踏まえて、また、先生方に、できるだけ時間をかけない、そして内容の濃い評価をしてもらう予定で研究を進めてございますので、ご理解いただければと思います。

○武井委員

平成12年からご努力されて、移行措置をいろいろ研究なされた模様でございます。その点については理解するのですが、まだそのところはすんとはいっていないと。これは、長い教育の年月の期間、経過がある。土曜日というのは、昔から半どんと言って、土曜日というのは、何か一つ、昔から土曜日が来たらほっとするような、僕ら自身もそういうものがぼんとなかったものですから、これは確かに戸惑いも出ると思います。

そこで、今、私は前段では子どもさんたちの声、不満の声を具体的に申し上げました。ところが、今度は保護者の声、このような問題になる。これは、信頼回復のこともまた出てくるわけですね。この保護者の声についての教育委員会の答弁は、保護者の理解を深めてまいりたいと言っているのです。どうも言うことが、保護者の理解をということで、私はどういうふうにして理解を得るのかということを聞いているのですから、保護者の理解を深めてまいりたいと言っても、これはちょっと困るのです。保護者の理解を求めるためにはどういうふうにするかという答えが欲しいのですよ。どうですか。

○（学教）指導室長

さきほどと同じような答弁になってしまってもことに申しわけないのですけれども、やはり、学校が保護者の理解を求める場面をどのようにつくっていくのかということにかかわると思うのですが、各学校では、定期的な保護者会を通じてしかなかなかそういう場面をつくり得ないと思います。それから、家庭訪問とか、そういう場面を通じてご説明をするしかないかなと、このように考えております。特に、保護者の方々は、さきほどのマスコミの報道ではございませんが、例えば成績について、評価について、新しい学校教育制度について関心が非常に高いように思いますので、各学校ではそのような視点を当てながらの学校だよりなり、保護者会でのお話なり、14年度に入ってから取り組んでいただいております。

○武井委員

あなた方は理解を深めてもらっていると思っているかもしれないけれども、どうしたら具体的に、例えば頻繁にアンケートなどをとって、理解を深めてもらっているかどうかとか、いろいろ方法はあると思うのです。

これはどうですか、教育長、何かいいお考えがありましたらお聞かせください。

○教育長

今回の新しい学習指導要領は、内容が3割削減で、そして時間が2割少なくなったのだから、ある程度ゆとりがあるというのが一般的な形でした。ところが、学力不安という声が出始めてから、大学の先生方がどうも数学の力が弱いとか、いろいろおっしゃられるようになりました。文部科学省は、いつものように余り動じなければよかったのですが、学習指導要領はゆとりある指導要領ということから、最低限を記述した指導要領だという説明をいたしました。更に加えて、学校で工夫によっては新たにうちちょっと高度なことも教えてもいい、そういうことを言いました。そういう報道が保護者を突き動かして、自分の子どもは学力が不足しているのではないか、だから補習が必要だ、塾にもやろう、そういうようなことで二重、三重に子どもを苦しめるような結果になった、そう思います。

保護者に対して理解を深めるためには、私どもでは、正確な情報提供もありますが、今ご提言いただいた保護者にアンケートをとると。全員の保護者というのはなかなか難しいと思いますが、その中で、抽出によるそういう調査結果について保護者に改めてお返しをして、現状はこういうこともあるから教育委員会ではこういうことも考えています、また、学校の校長先生、先生方の考え方は現在こうですというような、そういうことをこれから考えまして、時期を見計らってそういうことをやってみたいなど。教育政策的な影響もかなりあるのではないかと、私はそういうふう考えております。

○武井委員

ぜひとも保護者との関係を何か研究していただきたい。そのうちにいい案が出てくるとしますので、お願いしたいと思います。

◎教員の任命権の問題について

最後の問題で、教員の任命権の問題でございます。

私は、教員の任命権について、市教委は関係するかどうか、こうお尋ねをいたしました。教育長の答弁では、財政措置も同様に委譲されるのであれば必要だ、こういうお答えで、私は非常に心強い答弁だと思います。もっとも

だと思うのです。私も、これを提示するに当たって、地方分権というのは何も財源の伴わない地方分権だと。そんなものは、権利ばかり押しつけてということを私は前回に申し上げていました。

非常に心強いのですが、そうは言っても、法律の中身を見ると伴っていないのですよ、今のところ。ですから、お金はそっち持ちだ、それから先生増やしていい、簡単に言えばこういうことです。そうなってきて、私がこの質問で危ぐすることは、貧乏な地方自治体は、極端に言えばどんどん生徒の学力が低下する。何人でもいいのだから。ところが、お金がいっぱいあるところは、先生を何人でも雇っていいわけですから、どんどん成績のハンディが出てくる、私はこれを恐れているのです。

それに対していかがですかと聞いたわけですが、教育長は、財政委譲の伴ったものはいいと思うと。賛成しないとは言っていないですけども、教育長、最後にこれに対してもう一言、力強く態度を表明してください。

○教育長

教員の任命権の委譲については構造特区の考え方ということの一つお話し申し上げました。これは、新潟県の三条市、埼玉県の草加市ということで、財政的な措置を伴わない市独自の予算を持って常勤の教員を雇う教育特区ということで、特区に名前を挙げて、そして、おやりくださいとなったときに始められるので、全国的にも数が少ないから、これの影響はそんなにないと思います。

ところが、国立学校の法人化に伴いまして、教員を任命する根拠は、今までの法律ですと、国立学校に準じて教員を配置することができます、そして、国が半分、地方自治体が半分の財政措置をしますということでした。しかし、いわゆるそういう問題を考えている審議会の中で、文部科学省はそのメンバーから外されまして、総務省と財政当局だけでいろいろ議論をして、いわゆる国庫交付金をどんどん下げていって一般財源化すると。そうするとどうということになるかということ、義務教育全体の体系というものを国はもう投げてしまいます。地方に任せますよということになりまして、今、議員がご指摘のように、各自治体での格差が当然生ずるだろうと思います。

私は、教育は国家百年の大計ですから、やはり、財政的な措置と教員の育成、児童・生徒を育成するためのいわゆる目標を掲げるということは、文科省は手を外してはいけないものだろうと思っております。ですから、もし行うのであれば、全国教育関係者あるいは全国民の理解を得て、こういう形でやりますよということをはっきり明示して、そして、そのことについての賛否をよく議論いただいて、もちろん委譲権とともに財政措置を伴って実施してほしいというところが偽らない私の考えであります。

○武井委員

本当にそのとおりだと私も思うのです。

一番危ぐするのは、私学といいますか、私立の小中学校の方へ流れる風潮が見えてきたらこれは大変だと私は思っているのです。それこそ義務教育の、国が行うべき、あるいは地方自治体が努力すべき小中学校の生徒がみんなよそに流れてしまう。よそでは、また争奪戦になるでしょうし、こういうことになったらこれは大変だなと私は思うのでこの質問をしたわけです。どうぞ皆さん、先生方もひとつよろしく腕を振るっていただくようお願いして、終わります。

○教育長

今の学校、いわゆる市町村立の学校の私学化ということですが、私学化してもいいのではないかと議論もその審議会の中であるのです。それからもう一つは、40人学級という枠を外して少人数化したと。そうしたら、地方自治体の中では、30人学級とか25人学級とかどんどん進んでいる自治体も出てきた、それだけ財政的な余裕があるのであれば、地方に教育を任せてもいいのではないかと。また、反対に、40人の枠を取っ払ったのだから、もう少し増やして50人とか70人で教室をつくってもいいのではないかと、自治体の財政力の差によって生徒定数を決めたらどうかという議論もあります。これは、大変危険な議論を包蔵していますので、機会を見て私たちの意見も反映するように努力していかなければいけないと考えております。

○武井委員

よろしくお願いします。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。（市長入室）

○新谷委員

◎市町村合併について

忙しいところ、市長においでいただきまして、ありがとうございます。

市町村合併について伺います。

新聞の報道では、赤井川村の住民が、住民発議で法定合併協議会の設置を求める署名を村に提出したと報道されました。この住民の方は、どんな理由で住民発議を行ったのか、この辺は聞いておりますか。

○（企画）川堰主幹

請求の内容といいますか、理由ですけれども、赤井川村に問い合わせまして確認しましたところ、請求の内容につきましては、小樽市と赤井川村は、生活圏はもとより、観光、農林業等においても一体的な整備を行うことにより、現状の不況を乗り切り、北海道における中核的な地域としてさらなる発展を目指すため、合併協議会の設置を請求するということでの請求のようです。

○新谷委員

新聞では、合併問題研究会がわかりにくいということで、正式な場所ですか、それを設置すべきだということでなされたというふうに書いてありますけれども、その合併問題研究会では今どんな進ちょく状況なのか。

○（企画）川堰主幹

今進めている小樽と赤井川の協議ということだと思いますけれども、これは、5月に北後志6市町村広域問題研究会というのを立ち上げまして、合併について北後志6市町村で協議を始めました。それで、何度か、全体で協議をしたのですが、各市町村で合併に対する温度差がかなりありますことから、合併の相手方を決めなければ、具体のメリット・デメリットですとか、具体の合併の協議が進まないということが大勢を占めました。そこで、9月に、6市町村長の行政懇談会を開催しまして、小樽は赤井川村と、北後志は余市を軸に余市、積丹、古平、仁木、それと赤井川という形で、二つの分科会に分けまして協議を進めております。小樽と赤井川につきましては、10月末から本格的に五つの部会に分けまして現在までに合計7回ほど協議をしてございます。

○新谷委員

小樽市としては、正式な手続があれば法に沿って進めたいということですが、どういうふうに進むのか、その内容をお知らせください。

○（企画）川堰主幹

今回の住民発議の流れですが、新聞記事には、12月3日に、赤井川の住民の森さんという方なのですが、62名の署名を集めて、村に、小樽市を合併対象とした合併協議会の設置に伴う署名簿の提出を行っております。赤井川村に確認しましたところ、12月13日に選挙管理委員会を開催して、署名簿の審査の後、総数を告示しまして、7日間の縦覧期間を経て、異議の申出がないときには、その請求者がその署名簿を添付しまして、7日間ですから12月13日から7日たつと12月20日以降、正式に合併協議会の請求がなされることになります。

本請求となりましたら、赤井川村長は、それを受けまして小樽市に通知し、小樽市長に対して、合併協議会の設置協議について議会に付議するか否かの意見を求めることになります。意見を求められました小樽市長は、その通知を受けてから90日以内に、合併協議会の設置協議について付議するか否かを赤井川の方に回答しなければならないということになっております。

ここで付議しないとすれば、この住民発議の手続は終了となりますし、仮に付議するという回答をした場合には、赤井川村は、直ちにその結果を請求代表者と、また小樽市に通知し、それを公表して道知事に報告することになります。赤井川からその通知を受けた小樽市では、今度は60日以内に議会を招集し、議会に付議する。赤井川村も、その通知を発した日から同じく60日以内に議会に付議する。法的にはこのような流れになると思います。

○新谷委員

そうすると、赤井川村の議会意志というか、それは最終段階で諮られるということですね。

それで、小樽市の意向にかかっているというふうにとらえられるのですけれども、実際にこういう過程で進んだら、通知が届くのはいつごろと考えられますか。

○（企画）川堰主幹

さきほども申し上げましたとおり、13日に、署名簿の確認というのでしょうか、審査が赤井川村で行われまして、7日間の縦覧期間ということになりますので、12月20日以降には通知が来ると思われます。

○新谷委員

今、国の合併押しつけに反対して、合併しないで自立を目指す自治体が増えております。後志でも、蘭越、真狩、黒松内などではそんなふうな流れになっているわけです。

11月17日に、余市町で北後志町村の自立を目指すまちづくりを考える集いが開かれました。その中で、赤井川村の住民アンケートが報告されているのですけれども、合併に賛成であるという人は7.7%です。それから、自立を目指すべきで合併はその後考えればいいが31.2%、反対ではないけれども、国の強制的押しつけには納得できないというのが23.5%、反対であるという人が7.7%で、6割以上の人が慎重にという意見であると思うのです。

昨日の道議会でも、市町村合併は自主的に行うべきであるという意見書が全会一致で可決しております。

これは、市長に伺いたいのですけれども、合併の在り方を市長はどのように考えていらっしゃいますか。

○市長

合併問題ですけれども、それぞれの市町村といいますか、地域といいますか、それぞれの生い立ちがありますから、さらに特別な地域の事情というか、そういったものがいろいろ絡み合っておりますので、そう簡単な話ではないのではないかというふうに思っています。したがって、これは、それぞれの地域の住民の自主的判断で考えていただいた方がいいのではないかというふうに思っております。

○新谷委員

いずれにしても、法に沿った手続で、まず第一に市長の判断がすごく大きいわけですが、議会に付議するかどうか決めなければいけないと思うのですが、これはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○市長

市長の判断ということですが、市長が自ら決めるわけにはいきません。

ただ、この合併の議論というのは、初めから合併するとかしないとかという決めつけではなくて、やはり議論することは必要ではないのかなという感じはしています。今回の流れにつきましては、今、議長の方にもお話をしています。来週の各党会議でもって説明をしようと思っておりますけれども、その中で議会の意見も聞きながら、通知が来てから90日以内に付議するとかしないかの決断が必要でありますので、その辺はよく議会とも相談しながら対応していきたい、今のところはそう思っています。正式にまだ受けておりませんので、いろいろな問題もありますので、それは慎重に対応していきたいと思っております。

○新谷委員

非常に慎重な対応が必要だと思うのですけれども、仮に市長が議会に付議すると決めたら、その議論を今任期内でするのか、それとも次期に回すのか、その辺はどういうふうな感じでお考えになりますか。

○市長

もちろん法定の期限がありますので、その範囲内では処理しなければいけないのですけれども、合併協議会を立ち上げましても、必ずしも合併しなくてもいいわけで、合併の是非について議論をして、それを広く住民の皆さん方に公表して、住民の皆様方の判断を仰ぐわけですから、これがいつやるかというのは、今のところまだ決めておりませんので、これは議会とも相談しながらやっていきたいと思っています。

○新谷委員

なかなか慎重なお答えですね。市長の判断が第一だということでおいでいただいたのですけれども、大変短かったです、終わりますので、よろしいです。（市長退室）

◎放課後児童クラブについて

それでは次に、資料を出していただきました放課後児童クラブの児童数と指導員について伺います。

今回、補正予算でも指導員の予算が計上されておりましたけれども、11人の指導員は3か月更新です。なぜ3か月という短い期間の雇用にしているのでしょうか。

○（社教）社会教育課長

3か月更新の指導員ということでございますけれども、今回、社会教育部所管の放課後児童クラブ児童数・指導員数という資料を提出せさせていただきましたが、児童数の中にも増減がございます。そういった中で、一定程度、年度更新と、それから3か月の更新もしなければならぬ、そういった意味合いで児童の増減に応じて3か月更新の指導員を配置している、そういう状況でございます。

○新谷委員

12月1日現在で子どもの数は478人ですけれども、4月の時点の児童数との差は何人ですか。

○（社教）社会教育課長

その時点の数との差は2名の差だというぐあいに理解しております。

○新谷委員

子どもが2人しか減っていないということは、通年の児童数はほぼ変わらないということになりますね。最初の申込みの時点で、児童数は、高島、桜はそれぞれ39人でした。少なくとも1クラスは2人の指導員を配置すべきだったと思うのです。同時に、最上も申込時は34人だったのですけれども、1人の配置になっています。どうしてこういうふうになるのでしょうか。

○（社教）社会教育課長

今年の4月から12月までの児童数が2名しか変わらないというご指摘でございますけれども、今年についてはそういった状況になってございます。しかし、例えば13年度で見ますと、スタート時には451名の児童がおりましたけれども、年度末になってみると428名ということで、23名の減という形で実際にある程度減っているという実態もございます。

そういった中で、今ご指摘のありました、例えば高島小学校や桜小学校、それから最上小学校といった部分で通年指導員が1名という配置はなぜかということでございます。指導員の中には、さきほどお話ししましたように年度更新の指導員がおりまして、これをまず各クラブに1名ずつ配置をいたしまして、その後、配置段階で各クラブの児童数の多い順番から通年の指導員を割り振っているといったような状況でございまして、例えば長橋が2名、幸は2名ということになっております。割り振った時点で申しますと、長橋小学校は29名の児童がいて、多い方だと。ところが、例えば高島小学校のAは、現在26名いるのに年度更新が1名しかいないということでございますけれども、この場合は、配置をした段階では25名ということで少ないということになりましたものですから、多い方から割り振ったという実態になりました。

また、最上小学校につきましては、申込時点では34名の申込みがございました。定員は30名ということでございますので、この申込者の1年生から3年生の中には3年生の児童が9名入っておりまして、この9名の方たちに順

番をつけるのは難しいということがございまして、とりあえず3年生の9名の方にご遠慮願って25名という中で指導員を配置したという状況でございます。

しかしながら、4月9日に今年度の児童クラブをスタートした時点では1年生、2年生がすぐ埋まりまして30名の定員に達したという状況でございます。

○新谷委員

どうもおかしいと思うのですよ。長橋小学校は最初から28名で、高島小学校は、A、Bとありますけれども申込時点で39人だったのです。指導員の配置というのは18名以上2人ですから、これは一つのクラスに児童を多くして、もう一つを少なくするというやり方をしておりますね。ほかの桜小学校も幸小学校もそうです。朝里は特別ですからこれはあれですけれども。そういうふうにしたとしても、1クラスの定員が30人ですから、一つを多くしたとしても最初から2名にしなければいけないのではないですか。

なぜこういうことを言うかという、3か月更新というのは、予算がかからなくていいかもしれないけれども、子どもにとってみたら非常に落ちつかないことです。3か月ごとに先生が変わるし、いなくなったり、また来たり、しかも、同じ先生ではないということです。指導員の方も、1年間の計画でこういうことをしたいというのが多分あると思うのですが、そういった計画も立てづらいのではないかと思います。その辺はいかがですか。

○（社教）社会教育課長

指導員の配置ということでございますけれども、新谷委員のご指摘のとおり、児童が17名以下については指導員が1名、18名以上になると2名という形になっております。私たち、通年というか、必ずしも年度更新の指導員の立場から見ているのではなくて、やはり多い学校でも通年1名、それから3か月更新1名という形で、18名以上ではきちっと2名という手立てはいたしております。3か月更新の指導員のよしあしということでございますけれども、3か月更新の指導員の方たちも、キャリアのある方もいらっしゃいますし、また、本当に意欲に燃えている方もいらっしゃいまして、長い間、勤めていらっしゃる方もおられます。こういった中で、通年の指導員の方たちと連携をしながら、今のクラブの運営ということでは尽力をいただいておりますので、必ずしも通年と3か月更新が違うという形では理解しておりません。

○新谷委員

そういうあれではなくて、最初から人数が多いのに、減ることを前提として配置しているというのはおかしいのではないかと思います。申込みの時点で、両方のクラスで30人、39人いたのです。そうすると、一つのクラスは、当然、通年雇用が2名でなければならないのですよ。それを1名にしているということは、減るかもしれない、減る、そういう前提の下に立っているのです。

減らないような中身にしていかなければならないと思うのです。これは、たびたび言っていることですが、児童福祉法で児童の健全育成ということがちゃんと決められております。この健全育成ということをどういうふうにとらえていらっしゃいますか。

○（社教）社会教育課長

児童の健全育成でございますけれども、放課後児童クラブという中で、保護者の方が働いていらっしゃるために、放課後、学校で預かりながら、勉強ばかりでなくいろいろな家庭生活の面でも子どもたちをはぐくんでいく、そういった中で指導員の方たちの力があるのではないかとというぐあいに理解をしております。また、指導員の方たちも、毎年のように研修を通じまして資質の向上に努めているというような状況でございます。

○新谷委員

毎年の研修と言いますが、わずかししか出ていませんね。たった1名、2名ですか。

それでは、最上です。34人いて、学校には余裕教室があったということを校長先生から聞いていますけれども、どうして開設しなかったのですか。

○（社教）社会教育課長

最上の余裕教室ということでございますけれども、以前にもご答弁はさせていただいたというふうに思うのですが、現状の中で、年度当初に申込みがあって、どうしても定員をオーバーしてしまうのが最上、朝里、天神、この3校でございます。最上につきましては、12月1日現在で26名ということで定員割れを起こしております。ただ、朝里につきましては、通年のように、30名、30名という形で二つとも定員いっぱいになっておりますものですから、私どもは、最上小学校もさることながら、やはり朝里方面に何とかという形で考えているところでございます。

○新谷委員

さきほど教育長は、教育の均等ということをおっしゃったばかりですね。それなら、問題があるのではないですか。やはり、放課後の子どもたちを健全に育成するという立場で、そして親が安心して働けるように、子どもたちも楽しい学童保育になるようにしていかなければならないと思うのです。多分、予算のことが頭にあるのだらうと思うのですけれども、そうではなくて、いかに子どもたちを健全に育成するかと、そこに重きを置いて考えていたきたいというふうに思うのです。こっちでは開設するのに、こっちではしないというのは非常に問題があると思います。どうですか。

○（社教）社会教育課長

ご指摘のように、市内でこちらの地域では入れてこちらの地域では入れないというような差があってはならないと我々としても思っています。今後とも、スペース的なものも必要となつてまいりますので、いろいろなところを探しながら、開設できる場所があれば我々もまた考えていきたいというぐあいに思っております。

○新谷委員

前にも言ったのですが、札幌では、学校の空き教室を利用して2クラス続けてミニ児童館というのをして、そこに退職した先生が配置されて、また、資格のある指導員が2名配置されて、公園に行ったり外遊びをしたりして楽しくやっているということなのです。この資料をもらった数字にも表れているように、小樽市の場合は何か安上がりにしようということがすごく感じられるのです。ですから、3か月の先生が悪いというようなことではないのです。やはり、配置すべきところはきちんと配置して、楽しい学童保育にしていく必要があるのではないかと思います。

ですから、最初に戻りますけれども、最初から多いところはやはり通年で2名配置していくべきだと思いますが、いかがですか。

○（社教）社会教育課長

今後とも、放課後児童クラブの児童数の推移等々を見ながら、できるだけ柔軟に対応してまいりたい、このように思います。

○新谷委員

◎地産地消について

それでは、次に移ります。

地産地消について、経済部にお伺いします。

今、食の安全が非常に問われておりますけれども、根本的な解決は、自分たちの食べ物、自国の食べ物は自国で賄うということが一番だと思うのです。北海道でもこの地産地消の取組を進めているというふうに聞いておりますけれども、市として地産地消の考え方はどう考えておられるのか、お示してください。

○（経済）多賀副参事

地産地消の関係は、自給率の向上や管内の農業振興に非常に重要なことでございます。今お尋ねの地産地消に対する取組等につきましては、私どもは、ふだんから、農協に、地場農産物の地産地消を推進するために、流通関係、流通ルートの関係もございましょうけれども、一層、私ども小樽の卸売市場に上場する農産数量が増えるよう、何と

か働きかけなり相談なりを申し上げております。

それから、二つ目なのですが、地産地消の中で、私どもは、たしか今年の夏ごろだと思いますが、学校給食のメニューに、小樽管内、後志管内を含めた野菜や果実等を一層購入していただけないものかということで、新小樽農協と私どもと教育委員会の学校担当課とも打合わせをさせていただいております。現実的には、その品質なり、数量の計画性といえますか、計画生産といえますか、減農薬・無農薬の関係だとか、調理の方法等々、非常に難しい部分もありますけれども、私どもは農協と計画生産、計画栽培という部分の可能性を詰めながら、今後とも学校給食に少しでも使っていただけるような形で情報交換、打合わせを行っていきたいと思っています。

それから、私どもは、ふだんから、機会をとらえまして地産地消をPRしておるわけでございます。市民体験農園だとか、農業講演会、それから、イベント的になりますけれども、小樽管内に2か所の直売場がございます。そのほかに、都通りのイベントだとか、南樽市場その他でもイベント的に催されている中で、地場産品のPRと地産地消のPRを進めております。今後とも、その辺の関係団体、関係機関等とも連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

○新谷委員

この地場産品のPRはどうですか。人気というか、売れ行きぐあいは。

○（経済）多賀副参事

始めたころは、小樽の管内でこのような農産物がとれているのですねというのが1番目でした。ですから、例えば直売所も、1年、2年、3年と、開設3年目を超えているところもありますけれども、年々、売上は多くなっております。

○新谷委員

小樽での供給力、それはどれぐらいあるのでしょうか。

○（経済）多賀副参事

農業の生産高、生産量ということでお話しさせていただければ、12年に北海道での統計調査がございまして、その粗生産高というのが管内で8億9,000万でございます。その中で地産地消を考えれば、野菜部分については約5億円ということで記載されております。農協の集荷についても、農協に問い合わせたところ、農家からの農協に対する集荷率が約90%であって、その半分が私どもの地方卸売市場に納められているというお話は聞いております。

○新谷委員

小樽市農地基本台帳調査、これを見ても、やはり、さきほどおっしゃいましたように、小樽市でもアスパラがこんなにとれているのかとか、そういうような認識を新たにしました。

6月議会で食の安全の質問をした際、資料を出していただきました。アスパラについては、学校給食は地元や国産を使用しておりますけれども、小樽病院では外国産を使用しています。小樽病院では年間180キロ使っているのですけれども、アメリカ産なのです。ご存じのように、輸入されるときには薰蒸されるために残留農薬の問題が非常にあります。病気の人にはなお安全なものが必要だと思うのですけれども、病院の方に聞きましたら、納入業者には特に国産を指定しているわけではないということです。

ですから、さきほども言いましたけれども、アスパラも97アールの作付をしております。やはり、今の納入の仕方というか、そういうのもあると思うのですけれども、安全な地場産を使用していってほしいと思うのですが、このあたりは改善できるのではないのでしょうか。

○（経済）多賀副参事

小樽病院のその部分というのは、私は全く承知しておりません。それから、前段に言いましたアスパラの小樽の耕作面積は確かに3ヘクタールございまして、中央部を中心に栽培されておりますけれども、それが小樽病院に定期的に、数字的に可能かどうか、その辺は私どもの方ではちょっと答弁できません。

○新谷委員

この資料によるとアスパラは97アールとなっているのです。

いずれにしても、とれることはとれるのですから、ぜひ地場産を使ってもらいたいと思います。

○（経済）多賀副参事

今、新谷委員が申しました97アールというのは、私どもも同じものを持っておりますが、中央部という考えではないのかと思います。全体ですと3ヘクタールです。

○新谷委員

それはいいです。

学校給食の方ですけれども、野菜の納入はどういう形で行っておりますか。

○（学教）学校給食課長

学校給食の食材についてのお尋ねでございますけれども、学校給食は、やはり新鮮であることと安全性を第一と考えておりまして、野菜類は国産を使っております。さらに、道内産、地元産のものを優先的に使用しているのが現実でございます。

○新谷委員

給食にどういう形で納入しているかということです。八百屋さんを通して買っているのか、直接買っているのか。

○（学教）学校給食課長

納入の方法でございますけれども、現在、市内の青果業者から購入をしております。それにつきましては、学校給食運営協議会というところで協議いたしまして、業者を選定の上、見積り合わせをして購入しているのが現状でございます。

○新谷委員

私もたびたびこの問題を言っていますけれども、やはり地場産のものを使うということでは、業者を通すと必ずしもそういうふうにはいかない場合があるわけです。ですから、できることから進めるということで、自校給食方式をとっているところがありますが、そういうところでは農家から直接仕入れるというようなことができるのではないのでしょうか。

○（学教）学校給食課長

自校給食のお話が出ました。確かに、自校給食は食数も少ないわけですからそういうことも可能ではあるかと思いますが、やはり、食材が新鮮であること、安全であることを第一に考えますと、業者を選定した上で現状どおりの納入がよかろうかと思っております。

○新谷委員

安全なもの、その辺は業者さんを信頼しているのでしょうけれども、ちょっと調べましたところ、給食の方では小樽病院と同じ業者さんを使っています。片方では特に国産とは指定していないと言っているのに、片方では安全なものと言うのは、同じ業者では矛盾があると思うのです。そうすると、その業者さんが仕入れるときに、公設市場に行ったときに違ったものを仕入れているということになるのですか。

○（学教）学校給食課長

病院の仕入れの方法と、学校給食の仕入れの方法につきましては、私どもも詳しく承知はしておりませんが、私どもが発注する段階で、業者の方には、道産品あるいは国産品という注文をつけておりますので、そのように納入されているものと思っています。

○新谷委員

経済部の方では、地産地消ということで学校給食の方にも取り入れてもらえないかということで話をしています。しかし、学校給食の方ではこれはできないと。どうしてできないのか、その辺をもう1回説明してください。

○（学教）学校給食課長

さきほどお話し申し上げましたけれども、学校給食の食材につきましては、大量消費ということもございまして、大量に用意しなければいけないという部分がありますし、調理がしやすいということもございます。さきほど経済部の方からもお答えいたしましたけれども、集荷時期の問題ですとか、集荷量の関係もございますので、現在のところは私どもの指定の業者ではありますが、今後とも、これについては更に検討を加えていきたいというふうに考えてございます。

○新谷委員

しゅんのものをそのときに使いたくて、ない場合もあります。けれども、しゅんのものというのは体にいいことですし、おいしく食べられるということです。地場産の使用について、学校給食運営協議会でぜひ議題にしていたいてお話をさせていただきたいというふうに思います。それはいかがですか。

○（学教）学校給食課長

学校給食と申しますのは、学校長、教職員、保護者が構成員となっております学校給食運営協議会の中で、物資選定も含めた上で協議をされますので、この中でお話をしてみたいと思います。

○新谷委員

その次に、納入業者についてお伺いします。

契約管財課にお伺いしますが、青果物の指名業者ですか、指定業者ですか、これは何件あるのですか。

○（財政）契約管財課長

市の登録業者の中で、青果物関係は6社登録されております。

○新谷委員

これまで何社応募しておりますか。

○（財政）契約管財課長

資格につきましては、1年以上引き続き事業を営んでいるという業者であればどなたでも受けられますので、基本的には、この6社が来て6社が登録されているというふうに思います。

○新谷委員

このお知らせなのですけれども、広報の12月号でお知らせしておりますね。けれども、青果物ということではなくて、対象が物品となっているので、これはちょっとわかりづらいのではないかと思います。青果物の買受人ですか、これは129店あるというふうに聞いているのですけれども、その中で6店だけというのは非常に少ないのではないかと思いますので、このあたりは業者さんはみんな知っていることなのですか。

○（財政）契約管財課長

広報おたる12月号のお知らせ版で、今回、そういう参加業者の資格の申請のお知らせをいたしました。その中には、ちょっと紙面の関係もありまして、建設工事と設計測量調査、そして、あと物品などということで、などに入っています。ただ、この物品などというのは、項目数がすごく多くて36ぐらいの項目です。印刷だとか燃料、事務機、薬品だとか金物、木工だとか美術工芸だとかいろいろありまして項目が多いものですから細かいところまで出せなかったのですけれども、今後につきましては、その辺のところも検討はしてみたいというふうに考えています。

市の方としては、広報おたるのほか、FMおたるだとか各種の報道機関などに報道依頼をするほか、市のホームページでも出しておりますので、ある程度、一定の周知はされているというふうに考えております。

○新谷委員

要するに、青果店の人がわかればいいのですけれども、さきほどもちょっと言いましたが、小樽病院ではこの指名業者6件のうち、5業者、毎年同じのがずっと続いているということです。学校給食はどうですか。何業者でやっていますか。

○（学教）学校給食課長

学校給食におきます青果物の納入業者の数でございますけれども、現在9業者でございます。

○新谷委員

9業者ということは、市の方の指名業者とまた違った人が入っているということですね。

それで、同じ業者の人からずっと仕入れているとか、そういう実態はありますか。

○（学教）学校給食課長

今、青果物納入業者のお話が出まして、ずっと同じ業者でないかというお話が出ました。現在、青果物納入業者は9社でありますけれども、全食材納入業者は40数社に上っておりまして、このほかに、もし納入を希望する方があれば、指名希望業者として申請をしていただき、私どもと条件が合えば指名業者としての見積り合わせに参加できるということはもちろんでございますので、決して閉鎖的な取扱いをしているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○新谷委員

それは、どういうふうな形でお知らせしているのですか。今までお知らせしたのですか。

○（学教）学校給食課長

今まで広報等を使つての広報はしたことがないかと思います。

○新谷委員

やっぱり、そういうところでずっと同じ業者さんで来ているというふうに思うのです。さきほども、129件、青果物買受人がいるのですから、やはりこういう取扱いは公平にしていくべきだというふうに思います。

○（学教）学校給食課長

委員がおっしゃられましたように、市内には青果物を扱っておられる業者はたくさんあるかと思います。さきほど財政部の方からお答えいたしましたけれども、入札参加資格者名簿によりますと登録業者は余り多くないということでございますので、私どもの条件に合う業者が果たしてあるのだろうかという疑問がございます。と申しますのは、私どもは食材の安全が第一ではございますけれども、大量調理に向くものを大量に用意しなければならないということもございまして、配送時間の厳守、そういう部分もございまして、やはり、現在の地元の納入業者も含めまして、地元産、地元業者優先という立場で考えてまいりたいと思っています。

○新谷委員

それはそうなのですが、ずっと同じで来ているというところが一つ問題だと思いますので、その在り方を変えていただきたいと思います。私は終わります。

○中島委員

◎広報おたるについて

再三話題になっている広報の問題についてお伺いします。

最近、広報が手に届かないという方がいるようなのですが、小樽市の場合は、新聞折り込みという方式で広報を届ける形になっています。町内会というのが普通ではないかと思っていたのですが、新聞折り込みになっている理由と、折り込み新聞数、それから総部数はどれくらいか、お知らせください。

○（企画）高野主幹

現在、広報紙といたしまして、毎月15日に発行される広報おたる、これにつきましては、昭和25年の5月創刊号で、創刊時から新聞折り込みをしております。

それから、広報おたるのお知らせ版でございますけれども、これは毎月1日発行ということで、この創刊は昭和46年8月であります。この創刊時には、町内会に配布依頼をしていた、そういう経過だと思います。それで、昭

和63年4月から、町内会の配布から新聞折り込みに変更をいたしました。

その理由といたしましては、当初、町内会から、配布作業が非常に大変だ、何とかしてほしいという強い要請があったということでございます。それから、市民からは、町内会から各家庭への配布が遅れて、お知らせ版の場合は特に行事の申込期限とかがございますので、そういうような関係から各家庭に配布されるのが非常に遅くて申込みが間に合わなかった、そういう苦情が市民から多数寄せられたというようなことから、63年4月に新聞折り込みに変更したという経過でございます。

現在、広報紙の作成部数は6万900部を作成しております。以上です。

○中島委員

今、新聞社の数をおっしゃいませんでしたので、後から追加してください。

もう一つ言います。新聞未購読市民に対しては郵送する、こういうふうになっていると聞いていますが、このことを知らない方が多いようです。手続をどのように周知徹底しているのか、また、現在郵送している数はどれくらいですか。

○（企画）高野主幹

現在、新聞折り込みしているのは4紙で北海道新聞、読売新聞、朝日、毎日新聞の4紙となっております。

新聞折り込みに変更した周知方法でございますけれども、まず、63年4月に変更になったわけでございますが、63年3月ごろに、チラシを作成いたしまして変更の周知をしました。その後、平成4年6月にチラシを作成いたしまして、町会を通じて全世帯に配布をしました。それから、平成10年に北海タイムス社が休刊したわけですが、それに伴いましてチラシを作成して、町会を通じて回覧にて周知をしました。あと、広報紙で、1年に1回程度、新聞をとっていない方については郵送をしておりますので、電話・はがきで申込んでほしい、また、近所にそういう方がおられましたら教えてほしいという趣旨で広報紙では啓発しております。そのほか、テレビの市民ニュース、それからFMおたるで随時周知をしている、そういうような設定でございます。

○中島委員

郵送数も漏れていますね。

○（企画）高野主幹

失礼しました。

現在の郵送数でございますけれども、約1,160となっております。

○中島委員

道内の主要都市の中身を見ますと、新聞折り込み方式というのは、小樽のほか函館と釧路ぐらいです。あとはみんな町内会の配布が基本です。今お話をしたとおり、皆さんに徹底しようと思ったら、こういう方式になったときは町内会にチラシで配っているわけですから、この方法は有効だというふうに認識していращやるのだと思うのです。町内会配布ということは検討できないのか、大変だったという経過はあるのですけれども、お金の問題もありますね。現在の経費というのは幾らぐらいかかっていて、町内会で配布したらもっと安くなるとか、そういうことはないのでしょうか。

○（企画）高野主幹

他市の状況なのですが、委員が今言いましたように、10市のうち函館・釧路が新聞折り込みで、その他については、基本的には町内会経由で、詳しくは調べておりませんが、そういうふうに町会経由でやっているのが実態でございます。

ただ、そのほかに、札幌市などに聞きますと、町会の未加入者に配布されないとか、いろいろありまして、正式ではないのですが、経費の問題とかそういうことを考えて、できれば違う方法で検討をしていきたいという非公式な情報はもらっております。

それから、委員から町内会に切替えをできないのかというようなことでございましたけれども、さきほど変更理由の中で説明いたしましたとおり、大きい問題は、発行日になかなか各家庭に届かないというのが当時の一番大きな理由でなかったのかなと。そういうようなことで、これをまた改めることについてはなかなか難しいな、そういうふうに思っております。

○中島委員

確かに、町内会に配布してもらっても、未加入町内会の問題はあります。

けれども、活字離れが進んでいて、新聞をとらないという若い方々が多くなっていますし、現在のような景気状態で新聞を節約する、こういうご家庭も多くなっていると私は思うのです。そういう方々にしてみたら、どちらかというと広報が当たらない方が多いのではないかと思います。そういう意味の対策は必要だと思うのですが、現在郵送が1,160ぐらいということは当たっていない方が大分いるのではないかと懸念されるのです。

とにかく、広報を欲しいという方、あるいは、必要だと思ってもどうしていいのかわからない方がいるわけですから、最終的に、平成10年以来、全世帯にチラシはまいていない、4年間は全く知らないでいる方もいるわけですから、周知徹底という意味では、ぜひ、再度検討して、小樽市の広報を手に入れる方法を皆さんに理解していただける努力をするべきだと思いますが、どうですか。

○（企画）高野主幹

今、委員がおっしゃったとおり、4月から10月までで、大体過去1年間を調べますと七、八十部の増加だったのです。ところが、今回ちょっと調べましたら、10月から12月までで60ぐらいが申込みで増えています。そういうふうな時代背景があって、委員がおっしゃったような部分があるのかなと。そういうことで、市民にはある程度周知していますから、申込みの方法等については理解をしてもらっていると思っておりますけれども、今言ったとおり、全世帯に配布というのが基本でございますので、委員が言われましたとおり、テレビだとか広報だとか、それからFMおたるだとか、そういうものを使いながら全世帯に周知できるような、しばらくやっておりますので、そういうような観点から時期を見て実施をしてまいりたい、そういうふうに考えております。

○中島委員

◎中小企業の年末対策について

あと一つだけ質問して、終わります。

共産党の西脇議員の代表質問で年末対策の問題を質問しましたがけれども、中小企業センターがなくなって最初の年末を迎えます。これまで年末対策として実施してきた合同相談窓口、こういうものは今年はどういう対策を立てる予定でしょうか。

○（経済）産業振興課長

合同相談窓口ですが、本年は12月2日と3日の2日間、小樽市の分庁舎において実施させていただきました。

○中島委員

その相談窓口は、2日、3日で終わったということになるのでしょうか。経営相談の窓口とかいろいろ相談窓口はありますがけれども、年末対策としての中身としてどうかという問題なのです。

○（経済）産業振興課長

経営相談窓口ということで、今年の5月から11月になっていますが、専門家による経営相談窓口を開設させていただいております。現在66件の皆様にご利用いただいているところです。また、合同相談窓口につきましては、小樽市と国民金融公庫、小樽商工会議所、小樽商工労働事務所の4者で行わせていただきました。

○中島委員

66件という窓口相談ですが、合同相談窓口に比べて増えているのですか、それとも同じぐらいなのですか、状況としてどうなのでしょう。

○（経済）産業振興課長

合同相談窓口につきましては、4者で行わせていただいておりますが、今年もそうですが、例年12月上旬ごろに行わせていただいておりますが、今回は、今年の5月から、そのこともありますけれども、経営相談窓口ということで専門家による体制もとらせていただいているところです。

○経済部長

課長の答弁にちょっと補足させていただきます。

基本的に、合同相談窓口と経営相談窓口の中身は違うのです。合同相談窓口というのは、あくまでも融資に限った相談窓口なのです。それを年末対策として分庁舎で12月2日、3日に実施をいたしました。その結果として、周知はじゅうぶんにしたつもりなのですが、相談件数がゼロに終わったといえますか、相談がなかったということです。昨年のお話を申し上げましても、ほんのわずか、片手ぐらいの相談件数に終わっているということです。

それから、経営相談窓口というのは、経営全体にかかわって、財務対策もありますし、もちろん融資もあります。また、経営計画をどう立てるかということもありまして、そういう中身での相談窓口です。これは、毎月1回、5月からやっているものでございまして、その結果としてのトータルの数字が66件という意味でございます。

○中島委員

合同相談窓口というのは余り役目を果たしていなかったというふうに聞こえますが、実際に相談に来て、利用できる融資制度がなければ相談に行く意味がない、融資を中心にした中身でしたらそういうことになります。現在の制度の活用実態で皆さんに利用していただいて有効活用できている、こういう制度はあるのですか。

○（経済）産業振興課長

融資制度の利用についてでありますけれども、本年の11月まで確認しましたところ、マル樽資金が96件で4億9,030万、経営安定短期特別資金ですが、12件で7,420万、また、経営支援特別資金ですが、30件で1億3,250万円となっております。

○中島委員

アセスメントを入れないで報告するのでちょっとわかりにくいですが、経営支援の特別資金の活用が非常に好評だという話を事前に伺っております。限度額が500万ということで出されていますが、現在のところ、総額でどのくらい貸しているのか、平均額で利用する方は大体幾らくらい借りる方が多いのでしょうか。

○（経済）産業振興課長

経営支援特別資金の予算につきましては、今年度が1億円となっておりますが、現在融資実行が1億3,250万円となっております。また、限度額500万となっておりますけれども、利用額については一番多いのが500万でして、今20件です。その次は400万円が5件の順となっておりますが、現在、500万が一番多い利用額となっております。

○中島委員

利用限度額めいっぱい借りる方が多いという報告です。予算1億円に対してもう突破しているのですが、いつものとおり、予算がこれだけだからこれから先はなしとする、控えさせていただきますということになるのでしょうか、今後の残り期間は。

○（経済）産業振興課長

利用が多くなりましても、利用の申込制限をする予定はございません。

○中島委員

今回、これは、4月から、今年度に始まった融資制度だと思うのですが、そういう意味では非常に活用状態がいいと。この原因といいますか、経済部の方では、この新しい融資制度についての評価と、よいとされた、活用がいいというこの根拠というのでしょうか、いわゆるどこがよかったかというあたりはどうなのでしょう。

○（経済）産業振興課長

本年から七つの制度融資を行わせていただいておりますが、信用保証協会づきの方でマル樽資金ですとかがございますけれども、この経営支援特別資金につきましては、信用保証協会づきにならない方にご利用いただいているということで、それぞれご利用に応じて行わせていただいているところであります。

○中島委員

そうなのです。小樽の中小企業融資一覧表があるのですが、この中で、保証の問題で金融機関が管理するという形になっているものがほとんどですが、今回の経営支援特別資金というのは、保証協会の保証を受けることが困難な方と、この中身が入ったことが大きな違いだと思うのです。ご承知のとおり、私たちはいつも無担保・無保証の直貸し制度をやれということを言ってきましたけれども、こういう意味では、非常に好評で、かつ利用されるという一つの中身が証明されたと思うのです。

ただ、年末の融資制度ということで考えていきますと、もう一つ、中小企業センターのようにまち中であって市民の身近なところで行きやすい、そういう立場と、初めて相談しようかなという人が市役所庁舎の中まで来るということでは、非常にどうか。年末の駆け込みで20万、30万という額を何とかお願いしたいという方がこの庁舎に来るということについて、そういう意味ではもう少し市民の皆さんがアプローチしやすい場所の設定も含めて、年末対策としての場所を検討する必要はないでしょうか。そのことについて、まず先に聞きます。

○（経済）産業振興課長

市民の身近な場所への設定をしてはどうかということでもありますけれども、さきほど、本年12月2日、3日に分庁舎で行わせていただきまして、合同相談窓口等も行わせていただいておりますが、その中で、必ずしも場所と言えない部分もあります。今の融資相談の関係を見ましても例年と変わらない状況で来ておりますので、一層、融資制度のPRをしますとともに、相談窓口に来ていただけるような体制をしっかりと組み立てたいと思っております。

○中島委員

実は、今日の新聞で知ったのですが、これは所管が違います。厚生労働省で、廃業した自営業者から失業手当を支給されない人に対して、生活資金を240万円まで貸付ける離職者支援資金、こういう制度があるのですが、小樽市では社協が管理して5人ほど受けているそうです。なかなか使われないので、利用要件を緩和しています。連帯保証人を2人から1人に減らす、返済期間を5年から7年に延長、連帯保証人の条件も、現在、住民税の課税対象でない人はだめだったのですが、この条件を外すということで、年金生活の高齢者が仕事を失った子どもの連帯保証人になることも可能になったと言っているのです。こういう要件緩和、利活用するための措置というのは、こういう状況ですから、不況と失業と、そして年末を迎える時期ですから、私は非常に重要だと思うのです。

さきほど言ったように、保証協会の保証が困難な方を入れることで活用が高まったというのなら、現在のこの融資制度も、金融機関の決めるところによる連帯保証人の担保というところが、七つのうち五つはそういう条件がついているわけですから、こういうところの検討や緩和、借りていただける条件づくりをしていかないとなかなか救済措置にならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○（経済）産業振興課長

昨年検討した結果、七つの支援制度をまとめさせていただきまして、その中で進めておりますので、その部分をじゅうぶんPRもしながら、またさきほど申させていただきましたけれども、専門家による経営相談窓口も含めて、その部分でのアフターフォローもしっかりしながら取り組ませていただきたいというふうに思っております。

○中島委員

終わります。

○委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。